

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成31年3月28日（平成31年（行個）諮問第62号）

答申日：令和2年2月10日（令和元年度（行個）答申第129号）

事件名：本人に係る「訂正請求により氏名のフリガナ等が訂正された事績管理簿」の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「訂正請求により氏名のフリガナ等が訂正された事績管理簿」（以下「本件事績管理簿」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年6月26日付け金総第4992号により金融庁長官（以下「金融庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容は別紙1のとおり。）のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

「平成29年6月19日付 保有個人情報訂正請求書」で訂正請求をした通りに、訂正するように申し立てます。

（中略）

開示請求に対して、捏造・改竄した情報を開示したことが明白であるため訂正を請求している。

過去に遡り、記録の改竄を行うことは違法である。

（中略）

私の事績管理簿は、氏名の振り仮名が、一文字違う〇〇〇△〇 〇〇〇（氏名のカナ）、性別が、男から女、女から男になっていた。

特定会社Aの立入検査実施中に、個人情報がその都度違って一度も一致していない事績管理簿を、開示してきた。

開示請求の時点で、住民票と本人確認証のコピーを提出している。住民票と本人確認証のコピーには「性別、女」と記載されている。開示請求書

には氏名の振り仮名を「〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のかな）」と記入している。

「〇〇〇〇〇（氏名の漢字）（〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のかな））。性別、女」に対して開示している、事績管理簿の個人情報が、開示請求者と同一ではない。個人情報がその都度違って一度も一致していない。

もともと氏名の振り仮名を「〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）」性別、女だった事績管理簿を過去に遡り記録の改竄を行った。

特定相談員Aは、金融庁のシステムに「〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）」と入力して、事績管理簿をすべて確認した上で個人情報が一致したと本人確認をしている。特定相談員Aは、本人確認前から次男に対して、私のことを母親、お母様と言っていて、性別を女だと認識している。

しかし開示した事績管理簿の個人情報は一致していない。記録の改竄は、明確な根拠がある。

何故、私が個人情報がその都度違って一度も一致していない事績管理簿の訂正請求をする必要があるのか？性別が男から女、女から男になることはない。氏名の振り仮名が変わることはない。訂正請求をしても、訂正請求をした文書の個人情報だけが訂正されるが、他の文書の個人情報は訂正されていない。

文書を開示する度に、私は「〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のかな），女」であると、訂正請求をしなければならなかった。

そもそも性別が女でも男でもいい、氏名の振り仮名が違ってもいいのであれば個人情報を保有してはいけない。

平成26年3月13日大臣目安箱で、次男（〇〇〇〇（氏名の漢字））が伝達を指定した際、特定相談員Aは、次男が指定した伝達は、私の伝達と重複している。既に詳細は伝わっていると言った。

次男に対して「お母様（私）と長男、お名前をちょうだいしていますので、その口座（旧特定会社A（合併前） 特定支店A）と、預金残高のお知らせと決算書の、口座番号とお客番号」が伝達されていると言った。私は、特定相談員Bに「預金残高のお知らせと決算書の（以下略）」は伝えていない。平成25年12月10日の伝達を「お父様（主人），お母様（私），三男，四男のその点は、特定相談員Bの方が伝えていきます。銀行側も把握していると思います。」平成25年12月2日の伝達を「貸金庫の契約があったはずなのに、ないと言われていると。銀行員が何らかの不正を働いているのではないかとということで、回答してもらえないことが（黙って、通話を同時に聞いている第三者から指示を受けていた。）」既に銀行に伝達していると言ったが、「貸金庫の契約（以下省略）」以外、事績管理簿と伝達に、該当する情報が存在しない。

特定相談員Aはすべて嘘の情報（嘘の伝達内容、嘘の伝達日と伝達回数、

嘘の相談回数)を教えてきた。

相談員が教えてきた「既に伝達した内容」が開示した事績管理簿と伝達に、存在しない。

改竄は明白である。

平成25年12月2日の相談の伝達は、「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」になっていた。

金融庁は、平成25年9月分になっている理由を開示しなかった。

『私(〇〇〇〇〇(氏名の漢字))の事績管理簿(金総第4903号 日付:平成28年6月27日)

行政文書名 2014年4月3日付, 5月9日付で金融サービス利用者相談室から郵送された文書に対応する金融サービス利用者相談室の応接録』には事績管理簿の仕様や様式である色分けが「他と違う」事績管理簿が混じっている。

他の事績管理簿の「住所が記載されている」項目の色分けは、「白」ですが、140509-13だけ、青になっている。(紙媒体の開示では白黒印刷なのでグレー)。

事績管理簿の色分けは設定であり、仕様や様式は設定どおりになる。当たり前の話だが、共通の仕様や様式になっている。

金融庁は、開示請求に対して開示する文書を捏造している。

答申によると、「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」なのは、平成25年9月分を流用したからだそうである。

「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」(黒塗り, 不開示部分)

() 内までセットであり, () 内が黒塗り, 不開示部分である。

私と、私以外の相談者の、不開示部分が含まれているのであり、流用することはあり得ない。

情報公開・個人情報保護審査会の誰か分からない職員が、「聞くと」、金融庁の誰か分からない職員が理由を回答している。

金融庁は、伝達の作成者は「保有していない」と開示しなかった。

職員を匿名化して、事実を捏造している。

どの時点で「平成25年9月分」になったのか、まったく分からない。

「いつ、どこで、だれが、なぜ、なにをした」基本的な情報が一切ない情報を、情報公開・個人情報保護審査会は不自然ではないと判断して調査をしない。

記録の改竄は国民には、いつ誰が改竄したのかわからない。

情報公開・個人情報保護審査会は、調査審議をしなかった。

情報公開・個人情報保護審査会は、答申で審査請求書を改竄してウェブ上で公表している。

通謀して記録の改竄を行うのは、行政に共通する犯罪行為である。

不正を隠蔽する共犯者がいるので、記録の改竄を繰り返すことができる。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第29条に基づく調査を行った結果、当該相談者情報が事実ではないことが判明したため」性別だけ男から女に訂正するとあるが、性別が事実でないのは、当たり前である。

調査結果を開示請求しても、「保有していない」と開示しない。調査結果とあるが、調査結果は保有していない。

調査をしていない。

開示請求に対して、開示する情報を捏造・改竄していることは明白である。

金融庁には、行政庁としての、法令等遵守が一切ない。全ての行政行為に共通して、法の前提としてある、遵法精神が一切ない。国民に対して嘘をついて騙すことは犯罪である。

「決定をしない。措置の通知をしない。開示の実施をしない。」ことを組み合わせて、情報を開示できなくしている。

不適法な犯罪行為が正当化されることは無い。

金融庁には、行政庁として、法の前提としてある、法令等遵守が一切存在しない。

法の趣旨に反する行為、信義誠実の原則に反する行為を繰り返している
禁反言の法理・原則に反する行為を繰り返している

嘘をつく。その都度その都度、嘘をついて騙す。問い合わせはすべて無視をする。

事実を捏造する。過去に遡り記録を改竄する。金融庁の、犯罪行為を説明するのは、とても負担が多い。

金融庁は、繰り返し嘘をついている。

「嘘をついて騙す。その都度、嘘をついて騙す。事実を捏造する。過去に遡り記録を改竄する。」

手口をその都度変えているが、すべて「手続きをできなくする」と、動機と目的は明確である。決定をしない。措置の通知をしない。開示の実施をしないことを、組み合わせて、手続きをできなくしている。

開示請求書、訂正請求書、利用停止請求書に対して、請求のあった日（請求書が届いた翌日）から30日以内に決定をして措置の通知をすることになっている。

しかし請求のあった日から30日以内に決定しない。措置の通知をしない。

開示請求書を返送して、決定をしない。措置の通知をしない。嘘をつく。開示請求書の受付日を捏造する。決定の日付を捏造する。

開示請求書に対して、開示する情報を、捏造・改竄する。保有している文書と開示している文書が同一ではない。

開示請求書に対して、措置の通知をしない。補正で特定した17件開示請求に対して16件しか措置の通知がなかった。決定をしない。措置の通知をしない。平成28年9月10日付 保有個人情報開示請求書に対する決定（平成28年9月26日付 金総第7368号）から一年以上経っているが未だに決定がない。平成28年10月17日付 不作為の審査請求書を約1年間無視している。

補正で特定した文書名と、決定の文書名が違う。文書名で情報を改竄する。

補正の段階の文書名で事実を捏造して、更に決定の文書名で情報を改竄する。

補正で特定した文書名で事実を捏造して、決定の文書名を変えることで、事実の捏造を訂正できなくする。

金融庁に対して、送っていない文書を捏造して、捏造した文書を開示しない。金融庁に対して送付した手段を開示しない。

監督局が、指定した伝達を改竄した犯罪行為を隠蔽するために、金融庁に対して送っていない文書を捏造している。

補正で「保有が確認できた文書」と、開示請求する別紙に記載されている「開示を希望する個人情報」の文書名が違う。「保有している情報」と「開示している情報」が同一ではない。

「保有が確認できた文書」と、開示請求する別紙に記載されている「開示を希望する個人情報」の文書名を変更することで、事績管理簿の開示をしない。

事績管理簿に、日付一連番号が記載されている文書を開示しない。「保有が確認できた文書」と、「開示を希望する個人情報」の文書名が違う別紙を開示しない。特定できないと嘘をつく。不開示決定を出さない。

開示請求した文書名と、不開示決定の文書名が違う。開示請求した文書に決定をしていない。「開示の決定」にしか訂正請求ができないことを悪用した犯罪の手口になっている。

決定に基づく開示の実施をしない。

全部開示の決定の文書に、不開示部分がある文書の開示を実施する。問い合わせはすべて無視する。不作為の審査請求書は無視して開示の実施をしない。決定から一年以上経っているが全部開示の文書の開示の実施をしない。

決定のあった文書の、開示の実施をしない。

情報を開示（公表）しないことで事実を捏造する。決定をしない。措置の通知をしない。開示の実施をしない。手続きをできなくして、開示をで

きなくすることで、過去に遡り繰り返し文書を改竄する。

金融庁は、「開示の実施をしないことで」、文書の捏造を繰り返している。事実を捏造している。同じ行政文書の開示の実施において、文書の記載内容が同一ではない。同一ではない文書の改竄を認めない。

同一ではない文書の開示の実施に対する問い合わせを無視する。説明がなければ文書の記載内容が同一ではない理由が分からない。

問い合わせと不作為の審査請求書を無視して、決定から10ヵ月後に、謝罪も説明もなく、過去の開示の実施と、同一ではない偽造・捏造した文書の開示を実施してきた。

同一ではない文書に対する訂正請求を、「上記行政文書について捏造・改ざん的事实はなく、訂正すべき事項はない。」と訂正しない。改竄の事実があるので、文書が同一ではない。

開示を実施していないのに、既に開示の実施をしていると嘘をつく。事実を捏造して、嘘をついた職員の氏名を開示しない。職員を匿名化して嘘をつく。嘘をついて騙す。事実を捏造する。嘘をついて騙したことに對する、問い合わせを無視して一切返答をしない。

開示の実施が無いとの問い合わせを無視する。開示の実施がないので再度同じ内容で開示請求した開示請求書を開示請求のあった日から30日以上たってから返送してきて、既に開示の実施をしていると嘘をつく。

開示の実施がないので、問い合わせをしたが無視するので再度開示請求したが、既に開示の実施をしたと嘘をつき、開示請求書を返送してきたので再々度、開示請求をする必要があった。

再々度の開示請求に対して、偽造・捏造した文書を開示してきた。同じ日付のパブリックコメントの受付と宛先の職員の氏名が違う文書を開示してきた。

受付と宛先の職員の氏名が違くと、訂正請求したが、訂正しなかった。

決定から10ヵ月後に、謝罪も説明もなく、パブリックコメントの受付と宛先の職員の氏名を改竄した文書の開示の実施をしてきた。

訂正請求に対して、訂正をしなかったパブリックコメントの受付と宛先の職員の氏名を改竄した文書の開示の実施をしてきた。

訂正しないと決定した箇所を改竄している。過去に開示の実施をした文書と記載が同一ではないとの訂正請求を、改竄の事実はないと訂正しなかった。意味が分からない。

「再々度の開示請求で開示の実施をした文書」を「訂正しない」と決定して、「再々度の開示請求で開示の実施をした文書」と同一の記載ではない文書を、「改竄の事実はない」と訂正をしなかった。どちらも捏造・偽造した文書であるが決定に矛盾がある。

決定から10ヵ月後に、開示の実施をしたということは、再度の開示請

求に対して、「既に関示の実施をした」と嘘をついたことが確定している。嘘をついた職員の処分がない。

再度の関示請求に対して「既に関示の実施をした」と嘘をついたということは、最初の関示請求に対する決定の時点で、文書を保有していたことが確定している。

金融庁は、「保有している個人情報」を、関示しなかった。

問い合わせと不作為の審査請求書は無視を続ける。関示請求書は、国民に請求権があるので、関示請求書を返送して手続きをできなくする。返送の際、送ってきていない取下書を捏造する。

返送の際、関示を実施していないのに、既に関示の実施をしていると嘘をつく。事実を捏造する。

誰が文書を作成したのか職員の氏名を関示しない。誰が文書を送付したのか職員の氏名を関示しない。誰が既に関示の実施をしたと嘘をついたのか職員の氏名を関示しない。文書の責任者の氏名を関示しない。

誰が作成したのか、誰が送付したのか分からない捏造した文書を、送ったと嘘をつき続ける。事実確認に応じない。

誰が作成したのか、誰が送付したのか分からない捏造した文書を基に、審査請求書を却下する。

意見と証拠資料の提出をできなくするために、行政不服審査会に一度も諮問せずに、捏造した文書を基に、不作為の審査請求書を却下する。

審査請求書を裁決した職員の氏名を関示しない。

「金融庁は、文書を送ってきていない」と繰り返し申し立てているのに、文書を直ちに送付しない。

過去に遡り文書を捏造するために、送付する文書の一覧が記載された文書を同封していない。

送付してきていない取下書の関示請求書を、関示請求のあった日から30日以上たってから決定をする。

送付してきていない取下書の関示の実施をしない間に、捏造した文書を基に、不作為の審査請求書を却下する。取下書と称する文書を確認できないようにした。

捏造した文書の関示の実施をせずに、文書の確認をできなくして、不作為の審査請求書を却下する。

職員を匿名化して、嘘をつく。嘘をついて騙す。

保有している情報を「作成・保存していない」と嘘をつく。

保有している情報を「特定できない」と嘘をつく。

保有している情報を「特定していない」と嘘をつく。

「特定できない」と嘘をついていることが露呈すると、「特定していない」と嘘をつく。

開示請求のあった日は、請求書が届いた日の翌日であるが、受付日を届いた日付から20日後に捏造する。約2ヶ月経ってから措置の通知をする。

受付日を捏造して、捏造した受付日から更に期限を60日間に延長する。情報公開・個人情報保護審査会に意見と資料を提出する期限まで決定日を延長する。

情報公開・個人情報保護審査会に提出した意見と資料を確認した後、過去の日付で決定をしたように捏造してから、措置の通知を発送する。開示請求から約2ヶ月経ってから措置の通知をする。決定日を捏造する。発送日に決定をしているのに、過去の日付で決定をしたように捏造する。

開示請求のあった日から約2ヶ月経って措置の通知をしているのに、受付日と決定日を捏造して、捏造した受付日から30日で決定したように文書を偽造する。

開示請求書を請求のあった日から2ヶ月近くたってから、まとめて返送する。まとめて返送した開示請求書と同じ内容の開示請求を、請求数が多いことを理由にして決定の期限を60日に延長する。4ヶ月間以上、手続きをできなくする。

開示請求書を請求のあった日から2ヶ月近くたってから、請求書と本人確認証のコピーと住民票を返送してきて補正と決定を出さずに、「回答します」と法の規定にはない対応をする。

補正と決定は金融庁長官が出す。「回答します」とは法の何条に基づく返送なのか回答しない。

不明な点は問い合わせるように記載があるが、問い合わせに対して一度も返答がない。

返送してきた発行から30日以上経った住民票はどうなるのか問い合わせたが無視をして返答をしなかった。開示請求書を新規作成、住民票を新規取得する必要がある、負担がかかっている。その都度、その都度、請求を維持する場合の説明が違う。まとめて返送してきた開示請求書に対する請求を維持する場合の説明が、開示請求書によって違う。

事績管理簿の作成者を開示しない。作成日時を開示しない。

伝達の作成者を開示しない。作成日時を開示しない。伝達した日付を開示しない。伝達に対する回答があった日付を開示しない。開示請求に対して、「保有している」と返答した後、「保有していない」と不開示決定を出す。

「伝達内容」と、伝達への回答に記載されている「回答の基になる伝達内容」が同一ではない。補正と決定を出さずに、「保有している」と返答した文書に、決定の期限を60日に延長した後に「保有していない」と「不開示決定」を出す。嘘をついて騙した。

「文書不存在の通知を出す」と騙す。

「再送すれば文書不存在の通知を出す」と騙して返送した開示請求書を、再送があった後、無視をする。

「再送すれば文書不存在の通知を出す」と騙して返送して、再送があった開示請求書を、「再送すれば文書不存在の通知を出す」と返送する。

「請求を維持する場合は」と請求のあった日から31日以上たってから返送する。再送があった後、無視をする。措置の通知をしない。

「請求を維持する場合は」をその都度説明を変えては開示請求書を返送する。措置の通知をしない。開示請求書を4ヶ月間無視して、開示請求書を返送の際に、送ってきていない取下書を捏造する。送ってきていない取下書で、更に「作成・保存していない」と返答したと嘘をつき、事実を捏造する。「外部労働者以外の方（国民）からの公益通報窓口」を開示できなくするために嘘をついた。

送ってきていない取下書で、「保有している文書」に、「作成・保存していない」と返答したと事実を捏造したので、現在、同じ行政文書に、不開示決定と、開示の決定がでている。

同じ行政文書に、不開示決定と、開示の決定の、矛盾した決定が出ているとの問い合わせに一切返答がない。自衛隊の日報隠しより悪質な犯罪行為の事実を公表しなかった。

「保有していない」と不開示決定をだした行政文書に、「保有している」と開示の決定を出しているが、文書の開示の実施をしない。開示の実施がないとの問い合わせに一切返答しない。

不作為の審査請求書を無視して、開示の実施をしない。不作為の審査請求書を行政不服審査会に諮問しない。開示の決定（部分開示）に対する審査請求書を、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しない。

「保有していない」と嘘をついた不開示決定に対する審査請求書を、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しない。審査請求書を諮問せずに、事実を隠蔽している。

「すべての」不作為の審査請求書に対して、請求から2ヵ月後に「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」と嘘をついて補正を命じる。

審査請求書に対して、請求から2ヵ月後に補正を命じる。

更なる開示の申出書を「申出は不要」と「更なる開示はできるのに」嘘をついて返送してきた。更なる開示の実施がないとの不作為の審査請求書に対して、「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」と嘘をついて補正を命じてきた。しかし更なる開示の実施をしているので、嘘をついて補正を命じてきたことが確定した。

嘘をついて補正を命じていることが確定するまで、「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」と補正を命じてくることをやめな

かった。

情報公開・個人情報保護室長と訟務室長を同じ職員が兼ねて、情報公開・個人情報保護室長が開示の実施をしない不作為を、訟務室長として、審査請求書を無視して開示の実施をしない自作自演の不正を繰り返す。

情報公開・個人情報保護室長として文書を捏造する。事実を捏造する。訟務室長として不作為の審査請求書を行政不服審査会に諮問しない。捏造した文書・捏造した事実を基に裁決をする。

情報公開・個人情報保護室長として「文書を作成・送付した職員の氏名を保有していない」「裁決をした職員の氏名を保有していない」と職員の氏名を不開示して「匿名化」にする。訟務室長として審査請求書を、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しない。

情報公開・個人情報保護室長として更なる開示の申出書を、「申出は不要」と嘘をついて返送した後、訟務室長として不作為の審査請求書に対して2か月後に「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」と嘘をついて補正を命じて、情報公開・個人情報保護室長として5ヵ月後に更なる開示の実施をして、開示の実施をした後、訟務室長として不作為の審査請求書を却下する。

審査請求書の審理は、処分に関係のない職員が行わなければならない。

金融庁は、情報公開・個人情報保護室長と訟務室長を同じ職員が兼ねて、自作自演の犯罪行為を繰り返している。

行政不服審査法に基づく異議申立書を送ったら、金融庁では情報公開・個人情報保護室長と訟務室長を同じ職員が兼ねるようになった。

「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」と嘘をついて補正を命じている職員の氏名を開示請求したら、補正を命じてくることをやめた。補正を命じた職員の氏名を開示しなかった。

不作為の審査請求書を何ヶ月も無視をする。

不作為の審査請求書を、行政不服審査会に一度も諮問しない。証拠資料と意見の提出をできなくする。

不作為の審査請求書を、事実を捏造して嘘の情報を基に却下する。裁決で事実の捏造を初めて知った。

配達証明便で送った文書を、受理した記録があるのにも関わらず「保有していない」と嘘をついて不開示にする。個人情報の滅失又は毀損があったが事実の公表をしない。

受理した文書を「保有していない」のは、文書の紛失または破棄である。保有個人情報の漏えいの可能性もある。

文書の紛失の説明と謝罪をしない。文書紛失の事実の公表をしない。文書の紛失を、法令等遵守調査室が調査をしない。

「保有していない」と嘘をついて「不開示決定」を出して、「文書紛失

の事実を公表せずに」、5ヵ月後に決定の変更をして、説明と謝罪をせずに開示の実施をする。情報を開示できなくした。同じ行政文書に不開示決定と開示の決定を出していることが明確になる文書を、開示できなくするために「保有していない」と嘘をついて不開示決定をする。

審査請求書を情報公開・個人情報保護審査会に諮問しない。

情報公開・個人情報保護審査会に諮問せずに文書を破棄する。

開示請求に対して、開示請求書を返送してきて「平成25年11月25日から平成26年6月30日までの特定会社Aによるシステム障害報告に関する開示請求は、請求書に記入をいただいた内容を確認の上、開示請求手数料についてご連絡させていただきます。」と請求内容を確認してから開示手数料を連絡すると騙してから、手数料を連絡せずに問い合わせを無視をする。措置の通知をしない。決定をしない。嘘をついて騙した。現在に至るまで連絡がない。

情報公開・個人情報保護審査会の答申で、「金融庁が請求内容を確認してから開示手数料を連絡すると騙した事実」が、調査・審議されていない。

請求数が多いと嘘をつき、決定の期限を延長することを繰り返す。

請求数が少ない場合は、業務多忙と嘘をつき、決定の期限を延長することを繰り返す。

「特定できないと」嘘をついて「特定の妨げになる情報」を削除するように補正を命じて、文書を改竄する。金融庁にとって都合の悪い情報を削除する。事実に基づく申し立てを改竄する。

そもそも開示請求に対して、文書を偽造・捏造している。「保有している文書」を開示していない。文書の特定をしていない。

過去に特定できた文書を、特定できないと嘘をつく。

金融庁が送付してきた文書を、特定できないと嘘をつく。

金融庁から送付してきた文書を「文書が特定できない」と嘘をついて不開示決定をする。

不開示決定を繰り返した後、金融庁から送付してきた文書を「文書が特定できない」と嘘をついて補正を命じる。

補正の期限を間に合わないよう設定して、不開示決定をする。

過去に繰り返し、開示の決定をしているのに、同じ様式の開示請求に対して収入印紙が足りないと嘘をついて補正を命じる。収入印紙の不足金額の記載をしない。補正の期限を間に合わないよう設定して、不開示決定をする。受け取り期限の翌日を必着の期限にする。

不開示決定をするために、嘘をついて補正を命じている。

開示実施の際、かかった郵送料は450円なのに、送付した切手1000円以上を、すべて貼り付けして送付してきた。切手を返送しなかった。

情報公開・個人情報保護室長と訟務室長を同じ職員が兼ねて、文書を捏

造しては、捏造した文書で裁決をする。嘘をつく。嘘について騙すことを繰り返して、問い合わせに返答しない。自作自演の不正を繰り返している。

金融庁はこれらの不正の手口を組み合わせ、情報を開示できなくしている。

「嘘をつく」「嘘について騙す」「過去に遡り記録の改竄を行う。」ことが、金融行政の基本となっている。

金融庁は、偽造・捏造した文書を開示している。

「平成29年6月19日付 保有個人情報訂正請求書」で訂正請求をした通りに、訂正するように申し立てます。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年6月19日付け保有個人情報訂正請求(同年6月20日受付。以下「本件訂正請求」という。)に関し、処分庁が、法30条1項に基づき、同年8月21日付け金総第5632号において本件訂正請求に係る保有個人情報の一部を不訂正とした処分(以下「金総第5632号」という。)をしたところ、これに対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)があったが、処分庁は、平成30年6月26日付け金総第4992号によって、金総第5632号を取り消した上、本件訂正請求に関し法30条2項に基づき全部不訂正とする処分(原処分)をした。

そこで、諮問庁は、審査請求人に対し、本件審査請求に係る処分が、①金総第5632号、②原処分(ただし、不服の範囲は、金総第5632号において、不訂正とされた保有個人情報に限る。)、③原処分(不服の範囲は、原処分において、不訂正とされた保有個人情報すべて。)のいずれであるのか明らかにするよう求める(なお、回答の趣旨が明確でなかった場合等については上記②として扱う)旨の補正を2度求めたが、結局審査請求人の回答の趣旨が判然としなかったため、本件審査請求に係る処分を上記②と解した上、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

(1) 本件訂正請求の概要

本件訂正請求は、審査請求人が平成29年2月28日付け金総第1470号により開示決定を受けた、事績管理簿(平成25年12月2日から平成26年5月9日までの相談に係るもの。以下「本件事績管理簿」という。)に記載された保有個人情報の一部について訂正を求めるものである。

(2) 本件事績管理簿について

ア 金融庁では、金融サービス等に係る相談・苦情等の申出を金融サービス利用者相談室(以下「相談室」という。)で一元的に受け付け、

申出内容やその処理状況等を事績管理簿に記録するとともに、当該申出内容を金融機関の監督事務等で活用するため、相談室から監督部局等へ事績管理簿の情報を回付している。回付を受けた監督部局等は、必要に応じて、当該申出内容を金融機関の監督事務等で活用するほか、申出者が承諾している場合には、原則として、監督部局において当該申出内容を申出に係る金融機関へ情報提供している（金融庁公表資料「主要行等向けの総合的な監督指針」II-2-2参照）。

イ 本件においては、審査請求人から当庁に対して、電話、当庁ホームページのウェブサイト経由やファクシミリの送信により、金融機関に対する苦情等や金融庁職員の対応に関する申出が複数回にわたって寄せられており、相談室においてその申出内容や処理状況等を本件事績管理簿に記録したものである。

(3) 本件審査請求の対象

本件事績管理簿には、審査請求人の申出内容に係る下記アの事項が記載されているところ、本件訂正請求は、下記イの事項について訂正を求めたものと解される。

ア 本件事績管理簿の記載事項

①日別一連番号、②管理番号、③担当者、④年月日、⑤受付時刻、⑥応接時間、⑦受付方法、⑧類型、⑨相談等対象先、⑩相談者情報、⑪商品・業務等区分、⑫要因1・2、⑬相談内容の概要、⑭対応1・2、⑮対応内容、⑯相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾、⑰備考、⑱金融円滑化法等、⑲年齢

イ 審査請求人が訂正を求める事項

④年月日、⑧類型、⑨相談等対象先（このうち「業種」欄及び「支店等の名称」欄）、⑫要因1・2、⑬相談内容の概要、⑮対応内容、⑯相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾に係る内容

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件対象保有個人情報について、これを訂正しない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由はおおむね次のとおりである。

ア 本件審査請求に係る保有個人情報の利用目的は、相談室において受け付けた相談等の内容を記録し、金融機関の検査・監督等（金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等）で有効に活用するためである。

イ 本件審査請求に係る保有個人情報が記録された応接録の利用目的が、金融機関の検査・監督等を遂行する上での参考資料とするものであることを踏まえると、担当した相談員が相談者との対応内容を逐語的に

記載することまで求められているものではなく、相談内容や処理の経過を概括的に把握できるものであれば足り、担当相談員において相談者との対応内容を要約するなどして記載することは当然に許容されているものと認められる。したがって、記載内容について、訂正請求者が重要な事実であると考える内容が記載されていなかったり、訂正請求者の意に沿わない表現が用いられたりしたとしても、上記目的に反しない範囲での要約といえる限り、事実でないとはいえないため、法29条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないことから、訂正は行わないこととしたものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおり訂正するよう申し立てている。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件事績管理簿について

以下、本件対象保有個人情報について、訂正すべきか否かについて個別に検討するが、そもそも本件事績管理簿のうち、平成25年度、すなわち平成25年12月2日、同月3日、同月6日、同月10日、平成26年1月9日の相談に係るものについては、既に廃棄しているため、現時点において訂正することができない。

したがって、本件事績管理簿のうち平成25年度の相談に係るものについては、以下で検討する本件対象保有個人情報が、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」であるか否か、また、記載内容が「事実でない」か否かに関わらず、現時点においては、本件対象保有個人情報を訂正すべき義務を認めることはできない。

(2) 法27条1項各号該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、いずれも法27条1項1号に該当すると認められる。

(3) 法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」該当性について

ア 本件対象保有個人情報④（年月日）は担当相談員が相談を処理した日付が、同⑨（相談等対象先（このうち「業種」欄及び「支店等の名称」欄））は相談内容に関連する店舗の名称及び区分が、同⑬（相談内容の概要）は審査請求人が当庁に対して申し出た内容の概要が、同⑮（対応内容）は当該申出内容に対する対応内容の概要が、同⑯（相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾に係る内容）は審査請求人が申出内容を申出に係る金融機関へ情報提供することについての承諾の有無が、それぞれ記録されている保有個人情報であって、いず

れも法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

したがって、下記(4)において、訂正の要否について具体的に検討する。

イ 他方、本件対象保有個人情報⑧(類型)は、相談等の内容に応じて相談員が分類するものであり、具体的には4つの区分(「質問・相談」、「意見・要望」、「情報提供」、「その他」)から相談員が自らの判断・評価により適当なものを選択し記入しており、本件対象保有個人情報⑫(要因1・2)は、担当相談員が自らの判断・評価により、申出内容をその内容に応じて、金融庁で設けた「顧客対応」、「不適正な行為」、「その他」などの項目に分類した結果が記載されているものであり、いずれも法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当しない。

したがって、本件対象保有個人情報⑧(類型)及び⑫(要因1・2)について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(4) 訂正の要否について

ア 本件対象保有個人情報④(年月日)について

本件対象保有個人情報④は、担当相談員が相談を処理した日付が記載されるものである。具体的には、電話対応を行ったものについてはその対応を行った日付を、文書(ウェブ、ファクシミリ、郵送)による相談等については、事績管理簿を作成した日付(通常、受付日より数営業日遅れて作成される)を記載する。

そして、本件事績管理簿における本件対象保有個人情報④の記載内容に誤りはなく、「事実でない」とは認められない。

よって、本件対象保有個人情報④について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

イ 本件対象保有個人情報⑨(相談等対象先(このうち「業種」欄及び「支店等の名称」欄))について

(ア) 相談等対象先のうち「支店等の名称」欄は、相談内容に関連する店舗の名称を記載するものであって、監督部局による相談内容の情報提供先や相談者が希望する情報提供先を記載するものではないことから、本件事績管理簿の記載内容に誤りはなく、「事実でない」とは認められない。

(イ) 次に、本件事績管理簿の相談等対象先の金融機関等の名称は、いずれも「主要行」である特定会社Aであるところ、本件事績管理簿のうち平成25年度の相談に係るものの「業種」欄には、「信託銀行(主要行除く)」と記載されている。したがって、平成25年度分の本件事績管理簿の「業種」欄の記載は、事実でないとは認められ

るが、上記（１）のとおり、本件事績管理簿は、既に廃棄しており訂正することができない。

他方、本件事績管理簿のうち平成２６年度の相談に係るものについては、いずれも「業種」欄の記載が「主要行」となっており、「事実でない」とは認められない。

（ウ）よって、本件対象保有個人情報⑨について、法２９条に基づく訂正義務があるとは認められない。

ウ 本件対象保有個人情報⑬（相談内容の概要）及び同⑮（対応内容）について

審査請求人が訂正を求める本件対象保有個人情報⑬及び同⑮は、審査請求人が当庁に対して申し出た内容の概要や当該申出内容に対応した当該申出内容を踏まえた相談員の対応内容の概要等が記載されたものであるところ、本件事績管理簿が最終的には金融機関の検査・監督等を有効に行うために参考とすることなどを目的とする書類であることに鑑みると、相談内容や対応内容等に関する記載については、審査請求人の申出をそのまま記載することまで求められているものではなく、申出内容や対応内容等を概括的に把握できるものであれば足りるのであって、処分庁において申出内容や対応内容等を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されているものと認められる。

そうすると、その記載内容については、重要な事実であると考えられる内容が記載されていなかったり、審査請求人の意に沿わない表現が用いられていたりしたとしても、本件事績管理簿の上記目的に反しない範囲での要約といえる限り、事実でないとはいえないため、法２９条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

そこで検討すると、審査請求人は、その相談内容や対応内容等について、その経緯や申出内容等が事実と異なっていることなどを指摘してその訂正を求めていると解されるところ、当該部分の記載は、本件事績管理簿の目的の範囲内での要約と認められ、訂正をしなければ上記目的に反するとまではいえない。

よって、本件対象保有個人情報⑬及び同⑮について、法２９条に基づく訂正義務があるとは認められない。

エ 本件対象保有個人情報⑯（相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾に係る内容）について

本件対象保有個人情報⑯は、審査請求人が申出内容を申出に係る金融機関へ情報提供することについての承諾の有無が記載されるものであるところ、その記載内容に誤りはない。

よって、本件対象保有個人情報^⑩について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分はその結論において妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 31 年 3 月 28 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和元年 12 月 25 日 審議
- ④ 令和 2 年 2 月 6 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が平成 29 年 2 月 28 日付け金総第 1470 号の開示決定に基づき開示を受けた本件対象保有個人情報の一部について、別紙 1 のとおりの訂正を求めるものであり、処分庁は、法 29 条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙 1 のとおりの訂正をするよう求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) まず、本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により、処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法 27 条 1 項 1 号に該当する。

(2) 当審査会において、平成 29 年 2 月 28 日付け金総第 1470 号の開示の際の決裁文書（以下「本件決裁文書」という。）の提示を諮問庁から受けて確認したところ、本件決裁文書に添付された本件事績管理簿の写しには、審査請求人が相談室に複数回にわたって行った申出について、相談室が審査請求人から聴取した申出内容の概要や対応した相談員の対応内容の概要等が記録されており、原処分において不訂正とした部分のうち、「年月日」（以下「年月日欄」という。）、「類型」（以下「類型欄」という。）、相談等対象先の「支店等の名称」（以下「支店等の名称欄」という。）、「要因 1」及び「要因 2」（以下、併せて「要因

欄」という。), 「相談内容の概要」(以下「相談内容の概要欄」という。), 「対応内容」(以下「対応内容欄」という。)及び「相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾に係る内容」(以下「意思承諾欄」という。)等についての記載が認められる。

このうち類型欄及び要因欄以外の記載事項は、いずれも審査請求人が相談室に対して行った申出内容に基づく情報が記載されているものと認められることから、いずれも法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

なお、類型欄及び要因欄の記載事項は、相談員が、審査請求人から寄せられた申出等の内容を踏まえ、申出内容等に含まれる要因別に、相談員の評価・判断した結果を記載したものであり、金融庁の「評価・判断」であると認められることから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当しないものと認められる。

3 平成25年度の相談に係る訂正の要否について

(1) 諮問庁は、上記第3の4(1)及び(4)イ(イ)のとおり、本件事績管理簿のうち平成25年度の相談に係るものについては、既に廃棄済みであり訂正できない旨主張する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対して本件事績管理簿のうち平成25年度の相談に係るものの廃棄及び保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件事績管理簿のうち平成25年度の相談に係るものについては、「29年度移管・廃棄簿」に平成25年度の事績管理簿を廃棄した旨の記録がある。

イ 本件審査請求を受けて、本件事績管理簿のうち平成25年度の相談に係るものについて、改めて相談室の書棚、共有フォルダ等を探索したものの、保有は確認されなかった。

(3) 当審査会において諮問庁から「29年度移管・廃棄簿」の提示を受けて確認したところ、「作成・取得年度等」欄に「2013年度」(平成25年度)との記載があり「名称(小分類)」欄に「事績管理簿」と記載された文書について、「保存期間満了日」欄に「2017/03/31」との記載、「保存期間満了時の措置」欄及び「保存期間満了時の措置結果」欄に「廃棄」との記載、「備考」欄に「平成29年6月5日廃棄」との記載があると認められる。

(4) そうすると、平成25年度の相談に係る事績管理簿は廃棄済みである旨の諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、上記(2)イの諮問庁が行ったとする探索の方法・範囲も不十分とはいえないから、諮問庁において本件対象保有個人情報のうち、平成25年度の相談に係るものを保有しているとは認められない。

(5) したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 平成 26 年度の相談に係る訂正の要否について

(1) 本件決裁文書に添付された本件事績管理簿の写しの内容は、平成 30 年度（行個）答申第 165 号及び平成 30 年度（行個）答申第 167 号（以下、順に「先例答申 1」及び「先例答申 2」といい、併せて「先例答申」という。）の対象保有個人情報記録された文書と同一であると認められる。そして、諮問庁が不訂正とすべきとしている部分のうち、支店等の名称欄、要因欄、相談内容の概要欄、対応内容欄及び意思承諾欄については、先例答申 1 で不訂正とすべきとされた部分と同一であり、また、年月日欄、相談内容の概要欄及び対応内容欄については、先例答申 2 で不訂正とすべきとされた部分と同一であると認められる。

(2) 本件諮問に伴い、当審査会において本件対象保有個人情報のうち、平成 26 年度の相談に係る部分の訂正の要否について改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙 2 のとおりであり、その内容は、先例答申と同旨である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙 1（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

開示請求に対して、捏造・改竄した情報を開示したことが明白であるため訂正を請求する。過去に遡り、記録の改竄を行うことは違法である。

特定会社 A の立入検査実施中に、捏造・改竄した情報を利害関係者である特定会社 A に提供している。

「保有している情報は同一である」「保有している情報」と「開示している情報」が同一であることが法の前提にある。

法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改竄はできない」ことで担保されている。

過去に遡り、記録の改竄を行うことは違法である。

相談内容と対応内容が、まったく事実と異なっている。

捏造・改竄した情報を保有していることが明白である。

開示請求に対して、捏造・改竄した情報を開示することは違法である。

国民に嘘をついて騙して、個人情報をも不正に取得している。

私の申出を捏造・改竄して相談内容を改竄している。金融サービス相談員の対応と特定会社 A の対応を捏造・改竄して、金融庁と特定会社 A の犯罪を隠蔽している。

私の申出と、相談員の対応をすべて捏造・改竄している。嘘の情報を記録している。

相談内容と対応内容が、まったく事実と異なっている。

過去に遡り、記録の改竄を行っている。

文書の偽造・捏造の動機と目的は明白である。開示した情報は事実ではない。記録の捏造と改竄が明白であるため文書の訂正を請求する。

訂正権は、文書の捏造・改竄を訂正するものではない。

文書の捏造・改竄を認めた上で、訂正するように申し立てます。

実際の伝達は 2013 年 12 月 2 日、2013 年 12 月 10 日、2014 年 1 月 9 日の 3 回あった。

過去に遡り記録を改竄して、伝達を 2013 年 12 月 2 日の 1 回だけに改竄した。

実際に 2013 年 12 月 2 日の伝達をした日付は、2013 年 12 月 3 日。伝達日を 2013 年 12 月 5 日に改竄している。

「事実として」日付により相談回数と伝達回数が増減した。

過去の伝達内容を「口座の検索」から「貸金庫の契約」に改竄した。

2013 年 12 月 2 日と 2013 年 12 月 10 日の相談の伝達が重複している事実が無い。

監督局銀行第一課は、伝達を取り消した理由を現在に至るまで説明していない。

監督局銀行第一課 特定会社 A を監督している部署の職員の氏名を、嘘をつ

いて開示しなかった。

過去（平成26年3月13日）に開示した情報が、開示した事績管理簿と伝達に存在しない。

（中略）

伝達と、回答の基になる伝達（申出の概要）が同一ではない。利害関係者に伝達した内容と、利害関係者からの返答に記載されている伝達内容が同一ではない。

事績管理簿で「担当してくれているのは、特定支店Aの特定個人Aである」と私の申出を捏造している。伝達ではすべて「〇〇氏」として氏名を記載せずに、特定個人Aの名前を伝達していないことに改竄している。

「金監第1092号 平成28年4月25日付 行政文書名 開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面（平成25年12月5日）」

利害関係者である特定会社Aに対する伝達「誰がどのように調査したか調査結果を当方が納得できるように伝えて欲しい。」が、

「行政文書名 2014年3月13日付の相談に対する特定会社Aから金融庁に対する回答」（平成28年6月27日付 金監第1899号）

特定会社Aから金融庁への回答では、「回答の基になる伝達（申出の概要）」に「 がどのように」と「誰」が無かった。

同一の内容である「伝達」と、「回答の基になる伝達（申出の概要）」が同一ではない。開示請求に対して、開示する情報を捏造・改竄している。

監督庁による検査妨害である。

平成26年3月13日、3月14日、3月17日大臣目安箱において開示した情報が、事績管理簿と伝達に存在しない。

平成26年3月13日大臣目安箱で、特定相談員Aの方から、次男（〇〇〇〇（氏名の漢字））に、私の過去の相談（伝達）に対する特定会社Aの対応を確認するように言ってきた。

個人情報本人（私）にしか教えられないので、私の代理人になれば、私の相談内容を教えると騙した。

次男が伝達を指定した際、特定相談員Aは、次男が指定した伝達は、私の伝達と重複している。既に詳細は伝わっていると言った。

次男に対してなので「お母様（私）と長男、お名前をちょうだいしていますので、その口座（旧特定会社A（合併前） 特定支店A）と、預金残高のお知らせと決算書の、口座番号とお客様番号」が伝達されていると言った。

平成25年12月10日の伝達を「お父様（主人）、お母様（私）、三男、四男のその点は、特定相談員Bの方が伝えていきます。銀行側も把握していると思います。」

平成25年12月2日の伝達を「貸金庫の契約があったはずなのに、ないと

言われていると。銀行員が何らかの不正を働いているのではないかということで、回答してもらえないことが（黙って、通話を同時に聞いている第三者から指示を受けていた。）」

私は、特定相談員Bに「預金残高のお知らせと決算書の（以下略）」は伝えていない。

特定相談員Aは「貸金庫は金融庁に一切関係ない」と言っている。特定相談員Aはすべて嘘の伝達を伝えてきた。

開示した事績管理簿（金総第2766号 平成28年4月22日付）と伝達（金監第1092号 平成28年4月25日付）に、「貸金庫の契約（以下省略）」以外、該当する情報が存在しない。

伝えてきた嘘の伝達内容に重複箇所はどこにもない。

（中略）

『既の開示した情報が、事績管理簿と伝達等に存在しない。』

特定会社Aの立入検査実施中に、氏名のフリガナと性別がその都度違う。一度も個人情報的一致していない事績管理簿が存在している。

特定相談員Aは、事績管理簿に「○○○△○ ○○○（氏名のカナ）」「性別 男」と記録されている状態で、金融庁のシステムに「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」と入力して、個人情報が一致したと言っている。

もともと「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」「性別 女」と記録されていた事績管理簿を過去に遡り改竄したと、申し立てをしている。

特定相談員Bとの会話で、私と相談員の双方が「○○○○○（姓のカナ）」と言っている。

主人の名前を「○○○○○ ○○○○（氏名のカナ）」と言っている。

相談内容にも「当方の主人」と記載があり、私の性別が女であると、特定相談員Bは認識している。

私には、自分の氏名を、嘘をつく理由が無い。性別を偽る理由も無い。

相談の度に本人確認をしている。特定相談員Aによると、本人確認は金融庁のシステムに「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」と入力して、「月別」になっている事績管理簿の、該当月（平成25年12月）の事績管理簿を確認して、個人情報が一致したと言っている。該当月の事績管理簿の全ての情報を確認して、本人確認をしたと説明があった。

平成26年3月13日大臣目安箱において、特定相談員Aは、「平成25年12月」「平成26年1月」と、事績管理簿が月別になっている中、「平成25年12月」の事績管理簿の全ての情報を確認している。

次男が、「母（私）が平成25年12月に相談した」と言ったので「平成25年12月分」だけを調べた。

「私が平成26年1月に相談していること」は、次男に指摘されるまで知らなかったと嘘をついている。

平成26年1月9日、最初に対応して、相談している銀行名を聞いてきたのは特定相談員Aだった。

そもそも、「次男が、母（私）が平成25年12月に相談した」と言った事実が存在しない。

事績管理簿に姓が一文字違う「○○○△○ ○○○（氏名のカナ）」「性別男」と記録されている状態で、金融庁のシステムに「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」と入力して、どのような画面が表示されるのかは「事実」しかない。

金融庁のシステム検索の入力の時点で、個人情報的一致していない。本人確認で個人情報が一致するわけがない。

金融庁には説明義務がある。立証責任がある。立証できることである。

私は「○○○△○ ○○○（氏名のカナ）」と名乗ったことはない。性別が男と言ったことはない。

姓が一文字違う嘘の名前を名乗るはずが無い。間違えるわけが無い。

相談している銀行を、特定会社Aの合併前の別の銀行である「旧特定会社B 特定支店A」と言ったことは一度もない。

「旧特定会社A（合併前）特定支店A」と言っている。間違えるわけが無い。

金融庁は、過去に遡り、記録の改竄を行った。録音した通話を開示しなかった。証拠の隠滅を行った。

事績管理簿（金総第2766号 平成28年4月22日付）の訂正請求書において、氏名のフリガナと性別だけ訂正すると決定があった。

金総6887号 平成28年9月12日付

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第二十九条に基づく調査に関する情報を開示請求したが、開示しなかった。

開示した平成25年12月2日の相談の伝達は「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」になっていた。

平成28年1月29日 第50回 平成27年12月4日開催分 金融トラブル連絡調整協議会の議事録公表より抜粋

（中略）

年齢は、私ども相談員は原則、お名前と性別と年齢については最初にお聞きするという原則としている（中略）

「お名前と性別と年齢については最初にお聞きするという原則としている」とあるが、氏名の振り仮名と、性別がその都度違う、特定会社Aの立入検査実施中に一度も個人情報が一致していない事績管理簿が存在している。

私は性別を聞かれていないが、自分で男であると言ったことは一度も無い。

私は「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」と名乗り、主人の名前を「○○○○○ ○○○○（氏名のカナ）」と言っている。

性別が女であることは明白である。

伝達の内容に「当方の主人が」とあるように、性別はもともと女として記録されていた。

私は、年齢は一度も聞かれたことが無い。金融庁は、相談者の大半は高齢者であることを知りながら、年齢を聞かないことで、高齢者として扱わないようにしている。

私は自分から高齢者で耳が聞こえないといったが、事績管理簿には、「高齢者であること」「耳が聞こえない」といった記録が一切無い。

金融庁は、もともと「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）。性別、女」だった事績管理簿を過去に遡り「個人情報が一致しないように」捏造・改竄して開示をしている。

そもそも必要ない情報は、保有してはいけない。嘘の情報、捏造した情報を保有することは、違法である。氏名のフリガナ、性別、漢字の名前等の個人情報が違えば、別人である。

私の氏名のフリガナは「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」、性別は女である。開示した相談等事績管理簿では、私の氏名のフリガナは姓が一文字違う「○○○△○ ○○○（氏名のカナ）、性別は男」になっている。2014年1月9日の相談日だけ女だった。2013年12月2日から2014年1月9日まで特定相談員Bが作成。2014年3月13日以降は特定相談員Aが作成している。

2013年12月2日 性別男。

2013年12月3日 性別男。

2013年12月6日 性別男。

2013年12月10日 性別男。

2014年1月9日 性別女。

2013年12月2日から2014年1月9日まで氏名のフリガナは「○○○○○（姓のカナ）」から、○○○「△」○（姓のカナ）に改竄されている。特定相談員Bは繰り返し○○○○○（姓のカナ）様と言っている。

2014年4月3日（事績管理簿の日付であり送った情報の日付は3月27日と3月31日）性別男。

2014年5月9日（事績管理簿の日付であり送った情報の日付は4月23日）性別男。

もともと氏名のフリガナは「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」性別「女」だった事績管理簿を、個人情報が一致しないように改竄して、開示している。名前の漢字を一文字改竄した、嘘の主人の名前の漢字「○△（名前の漢字）」が記載されている。

主人の名前「○○○○○（名前のカナ）」は聞かれたので答えたが、漢字の名前「○○（名前の漢字）」は聞かれていないので答えていない。相談の度に本人確認をしているのに個人情報がその都度違う事績管理簿が、存在している。

特定相談員Aが作成した次男の平成26年3月13日の事績管理簿《140313-8》では私は母，母親になっている。

次男（○○○ ○（氏名の漢字））の事績管理簿の，次男の氏名のフリガナは「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」である。

相談員は金融庁のシステムに「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」と入力して，姓が一文字違う平成25年12月分の事績管理簿の個人情報「○○○△○ ○○○（氏名のカナ）」と一致したと言った。前回の個人情報と一致していない。

事績管理簿の個人情報が「その都度違う」だけでなく，個人情報が一度も一致していない。

（中略）

性別や氏名のフリガナ等の個人情報がその都度違う事績管理簿が存在していること自体が違法である。

個人情報は同一であり，性別を男から女に修正した時点で，すべての性別を修正する必要がある。氏名のフリガナも同様である。

保有個人情報開示請求書において，「○○○○○ ○○○（氏名のかな）」と氏名の振り仮名を記載している。

本人確認証として住民基本台帳カードのコピーと住民票を提出している。住民基本台帳カードと，住民票には性別が「女」と記載されている。

開示請求者「○○○ ○○（氏名の漢字）（○○○○○ ○○○（氏名のかな））。性別，女」に対して個人情報を開示した時点で，個人情報の修正が行われていなければ違法である。

同一である個人情報の「訂正が一切されていない。」

私は，現在，事績管理簿と事績管理簿を回付した情報を開示する度に，個人情報の訂正をしなければならない現状にある。金融庁は，法の趣旨に反した行為を繰り返している。

本文書は，氏名のフリガナと性別だけが訂正された事績管理簿である，

（金総第2766号 平成28年4月22日付）行政文書名 開示請求者からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿（平成25年12月2日，平成25年12月3日，平成25年12月6日，平成25年12月10日，平成26年1月9日）

平成28年8月7日付訂正請求をした。

（金総第4903号 平成28年6月27日付）行政文書名 2014年4月3日付，5月9日付で金融サービス利用者相談室から郵送された文書に対応する金融サービス利用者相談室の応接録

平成28年10月14日付訂正請求をした。

訂正請求に対して，氏名のフリガナを「○○○○○ ○○○（氏名のカナ）」，性別「女」だけを訂正すると決定があった。

氏名のフリガナと性別は、同一であり、その都度個人情報が違う事績管理簿の記録がおかしい。

私は、「金融庁は開示請求に対して開示する情報を捏造・改竄している」と申し立てている。

相談内容と対応内容は事実ではない。

(中略)

金融庁と、特定会社Aにとって都合の悪い情報をすべて消去している。

改竄の動機と目的は明白である。開示した情報は事実ではない。

行政の保有している情報は国民共有の財産である。事実に基づく正しい情報を保有していないことは、行政の不正である。

国民に対して、虚偽の公表をしている。

捏造・改竄をした情報を保有、提供することは認めることはできない。

文書の訂正を請求する。

平成28年8月7日付 保有個人情報訂正請求書と、平成28年10月4日付 保有個人情報訂正請求書で述べている内容を加筆・修正して、以下に記載する。

本文書では、性別と氏名のフリガナだけが訂正されているが、その都度性別と氏名のフリガナが違う違法な事績管理簿の開示をしたことを、よりの確にするため、当時訂正請求した内容を、そのまま残している。開示する事績管理簿の、日付ごとに、性別と氏名のフリガナを訂正する必要があった。個人情報の訂正が一切されていないので開示のたびに訂正する必要があった。

(平成28年8月7日付 保有個人情報訂正請求書の記載内容)

『平成25年12月2日、平成25年12月3日、平成25年12月6日、平成25年12月10日、平成26年1月9日すべての相談日に共通する訂正相談等対象先 主要行。性別 女。氏名(フリガナ)○○○○○ ○○○(氏名のカナ)』

特定相談員Bは、特定会社A 特定支店Aで起きた出来事を検査・監督に活用すると言っている。相談等対象先は、もともと主要行だった。

平成26年3月13日大臣目安箱において、特定相談員Aは、私のフルネーム、○○○○○ ○○○(氏名のカナ)で本人確認を行い前回の情報と一致したと言った。3月13日の時点では平成25年12月分だけを参照したと言った。

平成25年12月分の事績管理簿の氏名のフリガナは、姓が一文字改竄された○○○△○ ○○○(氏名のカナ)。性別は男になっている。

特定相談員Aは本人確認前も、以後も○○○○○(姓のカナ)様、お母様と言っている。

特定相談員Bは、繰り返し○○○○○(姓のカナ)様と言っている。事績管理簿にも「当方の主人が～」と記載されている。

私は〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）と名乗り、主人の名前を〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇（氏名のカナ）と言っている。

平成26年3月13日大臣目安箱の時点で、氏名のフリガナは〇〇〇〇〇〇
〇〇〇（氏名のカナ）。性別は女だったことは明白である。過去に遡り改竄を
している。

平成26年3月13日、特定相談員Aは、次男（〇〇〇〇（氏名の漢字））
に次男と主人と四男の名前の漢字だけを聞いてきた。平成26年3月13日の
相談の伝達への、特定会社Aからの返答に登場する私以外の家族の名前の漢字
だけを聞いてきた。次男は、主人と四男の漢字の名前を答えていない。

開示した私の事績管理簿には家族の名前が漢字で、記載されているが、すべ
てカタカナ表記だった。

私は特定相談員Bに誰の口座を検索したのか、名前を聞かれたので、名前を
回答しているが、漢字の名前は聞かれていない。私の主人の名前の漢字は「〇
〇（名前の漢字）」であるが事績管理簿では、嘘の漢字の名前「〇△（名前の
漢字）」となっている。

過去に遡り事績管理簿の改竄を行っている。氏名のフリガナ、性別、名前の
漢字が違えば別人である。

「別人として検査を行ったことにするために」後付で情報を改竄している。

事績管理簿では平成25年12月2日の伝達が可の相談は2回である。開示
した伝達の回数は3回ある。

平成26年3月13日、平成26年3月14日、平成26年3月17日大臣
目安箱において、特定相談員Aは、私の平成25年12月2日の伝達回数は2
回と言っている。

平成26年3月13日、3月14日、3月17日大臣目安箱において開示し
た情報が、事績管理簿と伝達に存在しない。

平成26年3月13日大臣目安箱で、特定相談員Aの方から、次男（〇〇〇
〇（氏名の漢字））に、私の過去の相談（伝達）に対する特定会社Aの対応を
確認するように言ってきた。

個人情報本人（私）にしか教えられないので、私の代理人になれば、私の
相談内容を教えると騙した。

次男が伝達を指定した際、特定相談員Aは、次男が指定した伝達は、私の伝
達と重複している。既に詳細は伝わっていると聞いた。

次男に対してなので「お母様（私）と長男、お名前をちょうだいしています
ので、その口座（旧特定会社A（合併前） 特定支店A）と、預金残高のお知
らせと決算書の、口座番号とお客様番号」が伝達されていると言った。

平成25年12月10日の伝達を「お父様（主人）、お母様（私）、三男、
四男のその点は、特定相談員Bの方が伝えています。銀行側も把握していると思
います。」

平成25年12月2日の伝達を「貸金庫の契約があったはずなのに、ないと言われていると。銀行員が何らかの不正を働いているのではないかとということで、回答してもらえないことが（黙って、通話を同時に聞いている第三者から指示を受けていた。）」

私は、特定相談員Bに「預金残高のお知らせと決算書の（以下略）」は伝えていない。

特定相談員Aは「貸金庫は金融庁に一切関係ない」と言っている。特定相談員Aはすべて嘘の伝達を教えてきた。

開示した事績管理簿（金総第2766号 平成28年4月22日付）と伝達（金監第1092号 平成28年4月25日付）に、「貸金庫の契約（以下省略）」以外、該当する情報が存在しない。

教えてきた嘘の伝達内容に重複箇所はどこにもない。

平成26年3月14日、平成25年12月2日と平成25年12月10日の伝達内容が重複していたので、平成25年12月10日の伝達を監督局銀行第一課の判断で取り消していた。しかし金融サービス利用者相談室には連絡をしていなかった。

監督局銀行第一課の方から、伝達を取り消した理由を説明すると騙した。

そもそも特定相談員Aが教えてきた伝達に重複している箇所は一箇所も無い。担当者がある。担当が説明すると言ったが、説明が無い。現在に至るまで3年以上、伝達を取り消していた理由の説明が無い。監督局銀行第一課は嘘をついて騙した。

次男の平成26年3月13日の伝達に対して、特定会社Aはすべて嘘の返答をしてきた。

特定会社A 特定支店A窓口で、貸金庫の検索をしたと返答してきたが、特定会社Aは貸金庫の検索をしていない。

平成26年3月17日から、特定会社Aは検査実施中の金融機関だった。

平成25年12月17日から約半年間実施した立入検査で、特定会社Aの「実際には口座の検索をせずに、検索した結果、口座はないと嘘をつき、預金者に手続きをさせずに、多額な預金と口座をとっている犯罪」に対して、金融庁は、特定会社Aの犯罪行為を認識していながら処分と告発を行わなかった。庁内の記録を過去に遡り改竄して罪証隠滅を行った。

事績管理簿から「口座を検索した。口座の検索結果を回答した。口座を解約していると言うが解約日を教えない」といった、口座の検索に関わる情報をすべて削除、改竄している。

金融庁は、利害関係者と通謀して庁内の記録の改竄を行い違法な立入検査を実施していた。

金融サービス相談員が、相談者（国民）に対して、嘘をついたことを根拠に記録の改竄を実行していた。

特定相談員Bの対応は、信義誠実の原則に違反している。禁反言の原則・法理に違反している。

私は、ずっと特定会社Aを検査してくださいと相談をしていた。

特定相談員Bは「金融庁は検査をしない」と嘘をついて騙したので、以後「特定会社Aを検査してください」と言えなくなった。私は、特定会社Aは、おかしいではないかと何度も、相談している。検査をしてくださいと電話をしていた。公益通報をしている。

特定相談員Bは、公益通報の説明をしなかった。仕組みと手続き方法を教えなかった。

書面での返答の依頼でも金融庁に同様の対応をされた。私は耳が聞こえにくいので書面で返答してくださいと依頼したのに、特定相談員Bは、「金融庁は、書面での返答を一切しない」と言ったので、以後「書面での返答をしてください」と言えなくなった。私は、高齢で耳が聞こえないと伝えている。

特定相談員Bに、主人は50年以上前から、旧特定会社A（合併前）特定支店B）に貸金庫を借りていて、昭和51年に特定県特定市A（現特定市B）に、引越しをして、旧特定会社A（合併前）特定支店Aに貸金庫を借りたと伝えている。貸金庫は成人して、社会人になってから借りる。

会話内容から、私が高齢者と聴覚に障害があることを、分かっていた。

金融庁は、金融サービス利用者相談室への相談者は、主に高齢者が相談していることを把握していた。しかし高齢者として扱わないようにするために、意図的に年齢を聞いていない。

金融庁は、高齢であること、耳が聞こえないと伝えても、書面での返答をしなかった。FAXや郵便で送る方法を教えなかった。

金融サービス相談員が「電話で対応することによって」、恣意的な情報の改竄を行っている。嘘をついて騙す、秘密漏洩を行うために、電話でしか相談できないようにしている。

聞こえないと障害のある情報は庁内で情報を共有して、相談員は聞こえないことを確認した上で、嘘をついた。高齢者と、障害者に対する人権侵害を行った。

「私は聞こえないと言っているのに」金融庁は、書面での返答を一切しなかった。

事績管理簿からは、私が高齢であること。耳が聞こえにくいと言った情報がすべて削除されている。

『平成25年12月2日の相談の訂正

《131202-11》

銀行の業種 主要行。性別 女。氏名（フリガナ）○○○○○ ○○○（氏名のカナ）』

相談内容の概要

【貸金庫の契約があったはずなのに、ないと言われている。銀行員が何らかの不正を働いているので、回答してもらえないのではないかと不信に思っている】

特定会社Aは貸金庫の検索をしていない。金融サービス利用者相談室で、主人は口座を開設したことが無い。貸金庫を借りたことが一度も無いと言われていると相談している。

口座の検索をしたと言っているが、実際には口座の検索をしていないのではないかと、相談している。口座の検索と口座の検索結果の相談をしている。貸金庫の契約の相談はしていない。

特定支店Aは平成4年からデータがある。検索したが情報が出ないと言っている。平成4年以降も利用があったと相談している。

口座は解約していない。特定支店A特定個人Aは、口座は解約していると言いが解約日を教えない。

データが改竄されているのではないかと。検査してください。が相談の要旨である。

私は特定会社Aの対応はダークだった。（預金をとる係の）特定個人Aの立場には立ちたくないですね。と言っている。最初から、「特定会社A」が預金をとっていることは分かっていた。私は、行員個人の犯罪だとは言っていない。

【】内は後付けで改竄されている。訂正

【特定会社Aの顧客対応や情報開示について。平成4年以降の全保有データを検索したが情報が出ない。データが改竄されている。私と家族の口座は解約していない。特定支店A特定個人Aは、口座を解約していると言いが解約日を教えない。実際には口座の検索をしていないのではないかと】

私は「取引が無い」「書類」という表現を、平成25年12月2日から平成26年1月9日の相談時に使っていない。

金融庁は、検査局総務課検査情報受付窓口へ送った情報（平成26年1月28日以降）を基に、過去に遡り記録の改竄を行っている。私は自分で特定支店A窓口の会話を聞くことができない。

次男が特定地名から帰ってきて、特定支店A窓口の会話を聞いた上で、話をまとめてくれて、初めて特定支店A特定個人Aが言っていることを知った。特定個人Aに大声を上げて筆談を断られたので、特定個人Aの言っていることは聞こえていない。特定個人Aは毎回言っていることが変わっている。

特定相談員Bに主人、長男、次男、三男の漢字の名前は聞かれていない。

貸金庫に一家の書類とあるが、家族の多額な通帳と多額な証書である。

特定相談員Bに、息子が貸金庫に行ったと言っていない。

「決算書」と「お知らせ」とあるが、「決算書」と「（預金）残高のお知らせ」である。私は特定相談員Bに「預金残高のお知らせ」「決算書」には口座

番号とお客様番号が載っている等は言っていない。発言するわけがない。

特定支店A特定個人Aの平成25年12月19日の留守電の内容が事績管理簿に記載してある。

担当してくれているのは、特定支店Aの特定個人Aである。とあるが、言っていない。発言していない。

事績管理簿で「担当してくれているのは、特定支店Aの特定個人Aである」と私の申出を捏造している。伝達ではすべて「〇〇氏」として氏名を記載せずに、特定個人Aの名前を伝達していないことに改竄している。

「金監第1092号 平成28年4月25日付 行政文書名 開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面（平成25年12月5日）」

利害関係者である特定会社Aに対する伝達「誰がどのように調査したか調査結果を当方が納得できるように伝えて欲しい。」が、

「行政文書名 2014年3月13日付の相談に対する特定会社Aから金融庁に対する回答」（平成28年6月27日付 金監第1899号）

特定会社Aから金融庁への回答では、「回答の基になる伝達（申出の概要）」に「がどのように」と「誰」が無かった。

同一の内容である「伝達」と、「回答の基になる伝達（申出の概要）」が同一ではない。利害関係者に伝達した内容と、利害関係者からの返答に記載されている伝達内容が同一ではない。

開示請求に対して、開示する情報を捏造・改竄している。監督庁による検査妨害である。

相談内容の概要は、実際の相談内容と異なっている。

「特定支店A特定個人Aが、貸金庫係から特定支店Aお客様窓口まで、どこに行っても対応してくる。お客様係に書類を提出すると、すぐに書類を持って奥に行き、奥から特定個人Aが書類を持って出てきた。」

「特定個人Aは、旧特定会社A（合併前）特定支店Aの、私達家族（主人〇〇〇（名前のカナ）、私、長男〇〇〇（名前のカナ）、次男〇〇〇（名前のカナ）、三男〇〇〇（名前のカナ））の口座を検索した。窓口では、私の書類だけ提出して、長男の書類は見せていない。」

「主人は平成6年に亡くなっている。主人は口座を開設したことが無い。貸金庫を借りたことが一度も無いと言われている。平成4年以降、貸金庫に主人と一緒に入って次男と三男の高額な証書を確認している。」

「主人は50年以上前から、旧特定会社A（合併前）特定支店Bに貸金庫を借りていて、昭和51年に特定県特定市A（現 特定市B）に、引越しをした際に、（当時は一番近かった）旧特定会社A（合併前）特定支店Aに口座を移した。同時に主人は特定支店Aに貸金庫を借りた。」

「特定個人Aは、氏名（カナ）を聞いただけで、すぐに回答している（氏名

だけで検索している)。窓口でも機械を操作することが無く奥に行ってすぐに戻ってきた。検索をしている様子が一切ない。検索できるような時間は無かった。特定個人Aは、実際には検索をしていないのではないか。」

「特定支店Aは、平成4年までデータがある。平成4年以降の全保有データを検索したが、情報が出ないので顧客ではないと追い払われた。平成4年以降も利用があった。データが改竄されているのではないか。」

「口座は解約していない。特定個人Aは、口座を解約していると言うが口座の解約日を教えない。」

「特定会社Dの支払いのため、主人が私と長男の口座からお金を出して払っている。(旧特定会社A(合併前)と特定会社Cの間で)平成4年以降もお金のやりとりがあった。」

概ね上記の相談が銀行に伝達がされている。事績管理簿の相談内容の概要は改竄されている。

対応内容には以下の情報がない。

私が「口頭でないと言うだけだったら、実際に検索したか分からないではないか。口座の検索結果を書面で出さなければ、嘘をつける。預金を取れるではないか」と言うと、特定相談員Bは、何の根拠も無く、金融庁は絶対に不正は許さないと2回言った。

銀行は10年しか情報持たなくてよい。と言うので私がなんと言う法律かと聞くと、「お前が銀行に聞け」と言った。

特定相談員Bは、商法は5年と言った。銀行法は教えなかった。

特定相談員Bは、特定支店A特定個人Aは「検索した」と言ったのかと確認した。

誰の口座を検索したのか名前を聞いてきた。漢字の名前は聞いていない。

本店お客様相談室(銀行本部)に口座の問い合わせをするように指示をした。

相談内容の概要の訂正

1, 書類の保存期間は法律で決められているのか。

2, 休眠口座とはどんなものなのか。

3, 商法や会社法の所管はどこなのか。

1, 2, 3は聞いていない。私は会社法・商法や、休眠預金は知らないで聞いていない。

4, 当該銀行の対応は、顧客の立場に立ったものではなく、「調べてあげよう」という気持ちがない。本当に調査したかどうか分からない。当方は納得できないので、貸金庫契約の有無と、口座の有無を調査して欲しい。調査できないのであれば、できない理由を当方が納得できるように丁寧に説明して欲しい。

4, は言っていない。「調べてあげよう」という気持ちがない。本当に調査したかどうか分からない。等は言っていない。貸金庫契約の有無と、口座の

有無を調査して欲しい。調査できないならもすべて言っていない。

(以下伝達不要)

5, 6は聞いていない。

対応内容の訂正

1, 銀行法は聞いたことが無い。説明を受けていない。

2, 3, は聞いていない。会社法・商法や, 休眠預金は知らないで聞いていない。説明を受けていない。

1, 2は平成26年3月13日大臣目安箱で, 私は聞こえていないので知らなかったが, 特定相談員Aが説明していた内容である。特定相談員Bは説明していない。

4, そもそも特定相談員Bは最初に, 金融庁は銀行を検査する権限はない。銀行をチェックする仕組みはないと騙している。

伝達制度の説明は無かった。最後に事務的に, 今まで聞いた話を特定会社Aにお手紙を出しますがいいですかと聞かれただけである。2週間お時間をくださいと言った。2週間までに返事がくると言った。

私は金融庁から返事がもらえると思った。伝達制度は, 説明はなかったが, 口頭で説明されても分からない。

当該銀行お客様相談室への相談を提案してとあるが, どこに行っても特定個人Aが対応してくると言うので, 特定相談員Bに特定会社A 本店, 本店お客様相談室(銀行本部)に口座の問い合わせをするように指示された。

(以下伝達不要)

5, 6, は聞いていないので, そんな回答(説明)はなかった。

『上記のように記載内容が事実ではない。嘘である。過去に遡り改竄されている。相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加。』

《131202-11》

相談内容の概要

【特定会社Aの顧客対応や情報開示について。平成4年以降の全保有データを検索したが情報が出ない。データが改竄されている。私と家族の口座は解約していない。特定支店A特定個人Aは, 口座を解約しているというが解約日を教えない。実際には口座の検索をしていないのではないか】

特定会社A 特定支店Aに特定個人Aから呼び出されたので, 往復8時間, 窓口で2時間合計10時間掛けて行った。

特定会社A 特定支店Aの情報は平成4年までである。私達家族の口座(旧特定会社A(合併前) 特定支店A)は, 特定会社Aの平成4年以降の全保有データを検索したが情報が出ない。

特定支店A特定個人Aに, 情報が出ないので, あなたたちは顧客ではないと追い払われた。

主人(〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(氏名のカナ))は口座を開設したことが無い。

貸金庫を借りたことが一度も無いと言われている。

私と長男（〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ））も一度も縁が無いと言われている。

私達家族の口座は情報が出ないので、口座は解約していると言うが、口座は解約していない。口座の解約日を教えるよう言ったが教えなかった。

主人は50年以上前から、旧特定会社A（合併前）特定支店Bに貸金庫を借りていて、昭和51年に特定県特定市A（現 特定市B）に、引越しをした際に、（当時は一番近かった）旧特定会社A（合併前）特定支店Aに口座を移した。同時に主人は特定支店Aに貸金庫を借りた。

家族の多額の預金が入っていた通帳と、家族の多額な証書を貸金庫に入れていた。貸金庫には平成4年以降も主人と私は、入っている。貸金庫の中で私は、次男と三男の証書を見ている。

私と長男の口座からお金を引き出して特定会社Dに支払っている。平成4年以降も利用があった。特定会社Dでお金を借りているのは、主人である。

主人の特定会社Aの口座と、主人の特定会社Cの口座で、お金のやり取りがあった。

特定会社Aの対応はダークティーマスターだった。（預金をとる係の）特定個人Aの立場には立ちたくないですよ。と行員ではなく「特定会社A」が預金をとっていると言った。

1、特定支店Aの情報は平成4年までである。私達の口座は、平成4年以降のデータを検索したが情報が出ないと言っている。平成4年以降も利用があった。データが改竄されている。検査をしてください

2、口座は解約していない。特定個人Aは口座を解約していると言うが、解約日を教えない。違法ではないのか。

平成4年以降、私と長男の口座からお金を引き出して特定会社Dに支払っている。

主人の特定会社Aの口座と、主人の特定会社Cの口座で、お金のやり取りがあった。

3、他の銀行では、同時期の過去の口座の検索ができた。

金融庁は、銀行に免許（許認可）を出している。法律を決めている。

銀行は、10年しか情報を持つ必要が無いのは何と言う法律か。10年しか情報を持たなくてよければ、預金を取れるではないか

4、特定個人Aは氏名を聞いただけで、氏名を言ったか、いい終わらないうちに「ない」と回答している。窓口でも目の前の機械は操作していない。奥に行ってすぐに戻ってきた。実際には口座を検索していないではないか。検索できるような時間はなかった。

口頭でないとただけだったら、実際に検索したか分からないではないか。口座の検索結果を書面で出さなければ、嘘をつける。

5, (突然, 今ご主人はどうしてありますかと聞いてきた)

主人は, 平成6年に, 亡くなっている。

(口座を検索したのは誰なのかと名前を聞いてきた。)

主人(〇〇〇〇(名前のカナ)), 私, 長男(〇〇〇(名前のカナ)), 次男(〇〇〇(名前のカナ)), 三男(〇〇〇(名前のカナ))と答えた

(持っている書類は何か等を聞いてきた)

私と長男の書類があるが, 特定支店A窓口で, 私の口座番号の載った書類しか見せなかった。

(伝達制度の説明はなかった。最後に, 事務的に, 今まで聞いた話を金融庁から, 特定会社Aにお手紙を出しますがいいですかと聞かれた。2週間お時間をくださいと言った。)

国に相談しているので仕方なく答えていた。「主人の亡くなった時期等」を聞かれたときは嫌だったが答えざるを得なかった。特定会社Aに伝えるために聞き出していると思ったが, 最後に特定相談員Bは銀行に伝えると言った。

やはり特定会社Aに伝えると言うので, 嫌だと思ったが, この件は伝えないでと言っても防ぎようが無いので了解した。特定相談員Bから伝達の説明は無かった。

金融庁から手紙を出して返事をもらえと言うので, 仕方が無く了承した。

6, (特定支店Aのお客様係りに電話して口座の問い合わせをするよう指示された。)

貸金庫係でも, 特定支店A窓口でも, どこに行っても, 特定個人Aという行員が対応してくる。

どこに行っても特定個人Aがどこに行っても対応してくる。特定支店A窓口で, お客様係りに書類を提出すると, お客様係はすぐに書類を持って奥に行き, 奥から特定個人Aが出てきた。

《以下伝達不要》

7, 金融庁の職員は, 国民のために働いているのか?

(ずっと黙って回答しなかった。)

誓約書を書いたでしようと言った。

8, 担当大臣は誰か。

対応内容

1, 金融庁は銀行を検査する権限はない。銀行をチェックする仕組みはないと騙した。2, 「口座を解約していない。特定個人Aは口座を解約しているというが, 口座の解約日を教えない」との銀行法に違反した質問には黙って回答しなかった。ご意見として上に報告するが, 上はどこか教えられないと言った。そもそも私は口座を解約していないと言っている。口座はあるのに, ないということは犯罪である。公益通報の仕組みを教えなかった。警察への相談を勧めなかった。

3, 銀行により保有している情報量が違うと騙した。

特定会社Aは、平成4年以降の全保有データを検索したが情報が出ないと私は言っている。実際には口座の検索をしていないのではと言っている。保有している情報量が違うという相談ではない。

銀行法を教えなかった。銀行は、10年しか情報を持つ必要が無いと騙した。

(10年しか情報を持たなくてもいいなら、銀行が預金を取れるのではないか。法律に穴がある。銀行が10年しか情報を持たなくてもいい法律は何かと聞くと)

「お前が銀行で聞け」と言った。さらに商法は5年ですと騙した。

4, 何の根拠も無く、金融庁は絶対に不正は許さないと2回言った。

5, 話の途中でずっと黙っていて電話を同時に聞いている第三者から指示があり、突然、ご主人はどうしていますかといろいろ聞きだした。伝達制度の説明はしていない。

特定個人Aは、「検索したと言った」のかと確認した。

(特定個人Aは口座を検索したと言った)

口座を検索したのは、誰なのかと名前を聞き出した。漢字の名前は聞いている。

主人の名前の漢字は〇〇(名前の漢字)であるが事績管理簿では「〇△(名前の漢字)」となっている。漢字の名前は聞かれていないので「〇〇〇〇(名前のカナ)」である。金融庁は後付で記録の改竄をしている。

最期に事務的に、今まで聞いた話を特定会社Aにお手紙を出しますがいいですかと言った。

6, 最初特定支店Aのお客様係りに電話して口座の問い合わせをするよう指示した。

(貸金庫係でも特定支店Aお客様相談窓口でも特定個人Aが対応してくる。特定個人Aがどこに行っても対応してくる。特定支店A 窓口で、お客様係りに書類を提出すると、お客様係はすぐに書類を持って奥に行き、奥から特定個人Aが出てきた。)

特定会社A 本店, 本店お客様相談室(銀行本部)に口座の問い合わせをするように指示した。本店, 本店お客様相談室の電話番号フリーダイヤルを教えた。

《以下伝達不要》

7, ずっと黙って回答しなかった。

(誓約書を書いたでしょう)

ずっと黙って回答しなかった。(国民のため)「にも」と答えた。

8, 麻生大臣であることをお伝えした。』

『《131202-12》の訂正

銀行の業種 主要行。支店等名称 本店。』

特定支店A窓口で、お客様係に書類を提出すると、お客様係はすぐに書類を持って奥に行き、奥から特定個人Aが出てきた。特定個人Aがどこに行っても対応してくると言った。

特定相談員Bは、銀行本部、本店お客様相談室に、口座を問い合わせるように指示した。

特定会社A本店、銀行本部に私と長男の口座を問い合わせた後、金融庁に報告した。

「平成25年3月13日、大臣目安箱において特定相談員Aは、次男に「お母様と長男、お名前をちょうだいしていますので、その口座と、預金残高のお知らせと決算書の、口座番号とお客様番号」の相談した内容が伝達されていると言った。

《131202-11》では「預金残高のお知らせ」が「お知らせ」になっている。」

「私と長男の口座と、預金残高のお知らせと決算書の、口座番号とお客様番号の相談」が銀行に伝達されていると言ったが、前述したように特定相談員Bに伝えていない。

「私と長男の口座を銀行本部に問い合わせた報告」であり伝達内容が改竄されている。

平成26年3月13日大臣目安箱において、次男が伝達を指定した際に、次男は特定個人Aが何を検索したのか明確にしてほしい。特定個人Aが何を検索したのかと言っているのに特定相談員Aが復唱した際に

伝達5、何を検索したのかですね。「特定個人Aがですね。本店でしょうか。どちらもですね。」

何を検索したのか分からない状況が今、あるので、何を検索したのか明らかにして欲しい。

と「特定個人Aと本店」に改竄されている。

次男の伝達の改竄に合わせて、私の平成25年12月2日の相談《131202-12》「私と長男の口座を銀行本部に問い合わせた報告」が改竄されている。私の過去の伝達の改竄を実行するのに合わせて、次男の伝達を改竄している。

相談内容の概要の訂正

1は、言っていない。

私は、特定個人Aがどこに行っても対応してくると言っている。

特定相談員Bは、行員が「検索したと言ったか」を確認している。

私は、特定個人Aは検索したと言った。

《以下伝達不要》

2は言っていない。

私は、金融庁は免許（許認可）を与えているので、銀行を検査できないと、

おかしいと言った。私は平成4年からのデータはあるのに、データが出ないのはおかしい。データが改竄されている。検査をしてくださいと言った。

口座は解約していない。口座を解約していると言うが、解約日を教えない。口座の検索結果を銀行の正式な書面で出さない。特定個人Aは、氏名を言ったか、言い終わらないうちに「ない」と言う。実際には、口座の検索をしていないのではないか。口座の検索結果を出さなくていいのであれば、嘘がつける。預金がとれる。

そもそも特定相談員Bは、金融庁は銀行を検査する権限はない。銀行をチェックする仕組みはないと騙している。銀行は、10年しか情報を持つ必要がないと騙している。

よって以後の相談では、特定会社Aを検査しないのか？と聞いている。

特定相談員Bが「金融庁は検査をしない。」と言ったので、「特定会社Aを検査してください」と言えなくなった。

口座は解約していない。口座を解約していると言うが、解約日を教えないのは違法行為ではないのか。10年しか情報を持つ必要がなければ、預金を取れるのではないかと繰り返し聞いている。

対応内容の訂正

経過報告を承った。追加の伝達要望事項を承った。とあるが、特定相談員Bは伝達の説明をしていない。私は伝達の仕組みが分からなかったので、依頼をしていない。勝手に伝達をしている。

『上記のように記載内容が事実ではない。嘘である。過去に遡り改竄されている。相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加。』

《131202-12》

相談内容の概要

【特定会社A 本店に口座を問い合わせても、特定個人Aを通して返答がくる】

特定相談員Bは、最初特定支店Aのお客様係に電話をするように言った。貸金庫係でも特定支店Aお客様相談窓口でも特定個人Aが対応してくると言ったら、特定会社A 本店、本店お客様相談室（銀行本部）に口座の問い合わせをするように指示をした。

本店、本店お客様相談室（銀行本部）に口座の問い合わせをした。

私と長男の口座番号を伝えて、口座の問い合わせをしたら、特定支店A特定個人Aに確認してから連絡するといわれた。と金融庁に報告をした。

特定会社A 本店に口座を問い合わせても、特定個人Aを通して返答がくる。

【関連事績】《131202-11》

対応内容

「本店、本店お客様相談室（銀行本部）に口座の問い合わせをした。

私と長男の口座番号を伝えて、口座の問い合わせをしたら、特定支店A特定

個人Aに確認してから連絡するといわれた。特定会社A 本店に口座を問い合わせても、特定個人Aを通して返答がくる。」と報告があった。

経過報告を承った。追加の伝達を依頼されていないが、伝達をした。

【関連事績】《131202-11》』

『《131202-13》の訂正

銀行の業種 主要行。性別 女。氏名（フリガナ）○○○○○ ○○○（氏名のカナ）』

相談内容が違う。通帳番号は、口座番号である。貸金庫に、家族の高額な通帳と、高額な証書を入れていたと言った。

『上記のように記載内容が事実ではない。嘘である。過去に遡り改竄されている。相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加。

《131202-13》

相談内容の概要

1, 貸金庫に、家族の高額な通帳と、高額な証書を入れていたと言った。

高額な通帳と高額な証書は普通、貸金庫に入れている。

特定支店A特定個人Aに、貸金庫に入っている通帳の口座番号をいきなり言えと言われても、言えるわけがない。貸金庫に入っている通帳の口座番号が分からないのは普通のことではないか。

2, 特定個人Aは、通帳をもってくれば預金を返す。貸金庫の鍵を持ってくれば、貸金庫を返すと言っている。口座があることが分かっている。貸金庫があることが分かっている。

それなのに、ないと言っている。預金をとると言っている。

【関連事績】《131202-12》《131202-11》

対応内容

1, 高額な預金、高額な証書だと、不祥事件になるので、通帳を入れるとは限らないと、相談者の申出を否定した。

2, 特定会社Aは、条件付で返すと言っているのですか。

特定会社Aの犯罪を、警察に相談するように勧めなかった。

【関連事績】《131202-12》《131202-11》』

『平成25年12月3日《131203-7》の訂正

銀行の業種 主要行。性別 女。氏名（フリガナ）○○○○○ ○○○（氏名のカナ）』

相談内容が違う。口座の検索結果を銀行の正式な書面で欲しいと言ったら電話を切った。

分けていっているように2回電話があった。

特定支店A窓口で追い払われたと表現するような、ひどい対応を受けたことが載っていない。

平成25年12月2日《131202-12》では、特定会社A本店、銀行

本部に口座を問い合わせた後、金融庁に報告している情報がない。後付で改竄されている。

相談員は何度も〇〇〇〇〇（姓のカナ）様と言っている。私は主人の名前を〇〇〇〇〇 〇〇〇〇（氏名のカナ）と言っている。私は主人の名前と言っているが、私の性別は男になっている。私の氏名のフリガナと性別は、過去に遡り個人情報が一致しないように改竄されている。

特定相談員Bは「金融庁は検査をしない」と嘘をついて騙したので、「特定会社Aを検査してください」と言えなくなった。特定会社Aは、おかしいではないかと何度も、相談しているということは、検査をしてくださいと電話をしていた。公益通報をしている。

特定相談員Bは、公益通報の仕組みと手続き方法を教えなかった。

相談内容の概要の訂正

《131202-12》として記載されている

以下の内容は《131202-13》の内容が記載されている。

先程相談した者です。貸金庫の中に、大切な通帳や、権利書、パスポート等を入れていると思うが、貸金庫に入れた通帳の番号等が分からないのは普通のことではないか。貸金庫に入れた番号を言えと言われても、言えるわけがない。金融庁は、国民の預金通帳の番号を管理すべきである。

対応内容も同様

《131202-12》として記載されている

以下の内容は《131202-13》の内容が記載されている。

お話を伺い、貸金庫に何を保管されているかは、お客様ご自身で把握すべきことであることを説明した。金融庁への意見は貴重なご意見として承った。

《131202-12》には、もともと特定相談員Bの指示通り、私と長男の口座を特定会社A 本店、本店お客様相談室に問い合わせた結果報告の相談が記載されていた。

平成25年12月2日、平成25年12月3日と口座の検索の相談をしている。

《131202-11》の【貸金庫の契約があったはずなのに、ないと言われている。銀行員が何らかの不正を働いているので、回答してもらえないのではないかと不信に思っている】という【】内の改竄にあわせて、相談内容が「貸金庫」に改竄されている。

特定支店A特定個人Aが口座を検索した。検索した結果を回答した。口座を特定会社A 本店、本店お客様相談室（銀行本部）に問い合わせたとの内容がすべて削除されている

《131202-12》が記載してあった箇所に、《131202-13》の内容を後付で入れ替えて載せている。

【関連事績】《131202-12》《131202-11》とあるように

《131203-7》《131202-12》《131202-11》は「すべて特定会社Aが、口座を検索した。口座を検索した結果を回答した。相談である」

『上記のように記載内容が事実ではない。嘘である。過去に遡り改竄されている。相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加。』

《131203-7》

相談内容の概要

1, 特定会社Aの特定個人Aとは別の銀行員が今朝、突然電話をしてきた。

「特定個人Aですかと聞いたら違うといった」

私が問い合わせたわけではないのに、「あなたたちの口座は調査したがありませんでした」と言われた。「あなたたちの口座は調査したがありませんでした」と言われたので、銀行の正式な書面で口座の検索結果の返答をくださいといったら電話を切られた。

特定支店Aに行ったときありませんと言われている。金融庁の方から連絡したのか？

2, 私と息子と特定支店A窓口に行ったときに、情報が出ないので、あなた達は、お客様ではないからというような対応をされた。追い払われた。

3, 行員が突然電話をしてきて、「(私の)主人の名前の漢字を教えてください」と言った。

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(氏名のカナ)の名前の漢字を教えたら電話を切られた。

1と3で「あなたたちの口座は調査したがありませんでした」と言われたので、銀行の正式な書面で返答をくださいといったら電話を切られた。

「主人お名前の漢字を教えてください」と言われたので、教えたら電話を切られた。

分けていっているように、電話が2回あった。

理由も無く主人のお名前の漢字を教えてくださいと言って来たので、不審に思って金融庁に電話をして、この件を報告した。検査をしてください。

《131202-12》

【特定会社A 本店に口座を問い合わせても、特定個人Aを通して返答がくる】

特定相談員Bは、最初特定支店Aのお客様係に電話をするように言った。貸金庫係でも特定支店Aお客様相談窓口でも特定個人Aが対応してくると言ったら、特定会社A 本店、本店お客様相談室(銀行本部)に口座の問い合わせをするように指示をした。

本店、本店お客様相談室(銀行本部)に口座の問い合わせをした。

私と長男の口座番号を伝えて、口座の問い合わせをしたら、特定支店A特定個人Aに確認してから連絡するといわれた。と金融庁に報告をした。

特定会社A 本店に口座を問い合わせても、特定個人Aを通して返答がくる。

【関連事績】《131202-12》《131202-11》

対応内容

1, 昨日, ○○○○○ (姓のカナ) 様が特定会社A本店, 銀行本部の方に連絡しているので, 銀行本部の対応ではないか。

(特定相談員Bに報告したので, 私が特定会社A本店, 銀行本部に口座の問い合わせをしたことを知っている。)

《131202-12》の相談内容に「特定会社A本店, 銀行本部に口座の問い合わせをして, 金融庁に報告している」該当する出来事が記載されていない。相談内容の概要は改竄されている。

当庁からの伝達は, 最大2週間お時間をいただいているので, まだ伝達されていない可能性が高いことをお伝えしたところ, 「わかりました」とのこと。

2, 相槌を打っている。特定相談員Bは, 私が追い払われたと表現するような, 特定会社A特定支店A窓口での, ひどい対応を知っている。

該当する出来事が事績管理簿に記載されていない。相談内容の概要は改竄されている。

3, 特定相談員Bは, 平成25年12月2日の相談《131202-11》で, 私からすでに主人が亡くなっていることを聞きだしている。

「特定会社Aが主人の名前の漢字を教えてください」と言ってきたと相談したが, 特定会社Aが個人情報保護の法律に違反していることを教えなかった。

口座は解約していない。口座を解約しているというが解約日を教えない。実際には口座の検索をしていないのではないかと相談していた。口座はなくなる。銀行法に違反していることを教えなかった。

「あなたたちの口座は調査したがありませんでした」, 「主人の漢字の名前を聞いてきた」と相談した時点で特定会社A 本店による隠蔽行為があったことを, 金融庁は分かっていた。

すでに亡くなっている主人の口座の検索をしたと相談していたのに, 「漢字の名前を聞いてくる」行員の対応に不審な点があることは認識できて当然だった。

経過報告としてお話を承ったと, 話を切り上げた。

公益通報の仕組みと手続き方法を教えなかった。警察への相談を勧めなかった。

《131202-12》

「本店, 本店お客様相談室(銀行本部)に口座の問い合わせをした。

私と長男の口座番号を伝えて, 口座の問い合わせをしたら, 特定支店A特定個人Aに確認してから連絡するといわれた。特定会社A 本店に口座を問い合わせても, 特定個人Aを通して返答がくる。」と報告があった。

経過報告を承った。追加の伝達を依頼されていないが, 伝達をした。

【関連事績】《131202-12》《131202-11》』

『平成25年12月6日《131206-12》の訂正

銀行の業種 主要行。支店名等 本店。要因1 顧客対応。要因2 不適正な行為（その他）。性別 女。氏名（フリガナ）○○○○○ ○○○（氏名のカナ）』

最初に対応した特定相談員Cに、○○○○○（姓のカナ）と申しますが特定相談員Bはいますかと聞いた。

前に相談した人ですかと聞かれたので、そうですと答えた。

○○○○○（姓のカナ）様といえばわかるかと聞かれたので、○○○○○ ○○○（氏名のカナ）と申しますと言った。

特定相談員Cは○○○○○ ○○○（氏名のカナ）様ですねと言っている。特定相談員Bに、○○○○○ ○○○（氏名のカナ）様から電話があったと伝わっている。

相談内容の概要に、「先日相談したものです」と記載しているが、相談員の方から本人確認をしている。

相談員の対応内容に

お名前、住所、電話番号でご本人確認を行ったとの記載が無い。

相談員は何度も○○○○○（姓のカナ）様と言っている。私は名前を○○○ ○○○（氏名のカナ）と名乗っている。私は主人の名前と言っているが、私の性別は男になっている。私の氏名のフリガナと性別は、過去に遡り改竄されている。

私は、耳が聞こえないので、書面で返答してほしい。と言った情報が削除されている。

会話を通して、特定相談員Cと特定相談員Bは、私が聞こえていないことが分かっていた。

伝達は、金融庁から返事をもらえらると思っていただけ。伝達の仕組みを理解していないことも分かっていた。

金融庁は、特定会社A 特定支店Aで起きている出来事を、検査・監督すると言っている。

特定相談員Bは、特定会社A 特定支店Aと言っている。銀行の業種は「主要行」である。

事績管理簿は信託銀行（主要行除く）に改竄されている。

「私がお困りの状態」「きちんと説明して欲しい」と言っているような出来事が、特定会社A 特定支店Aであったことを、銀行本部に伝えると言っている。

相談内容に該当する出来事が事績管理簿に記載されていない。改竄されている。

【関連事績】《131203-7》《131202-12》《131202

－ 1 1 》とあるように

《 1 3 1 2 0 6 － 1 2 》 《 1 3 1 2 0 3 － 7 》 《 1 3 1 2 0 2 － 1 2 》 《 1 3 1 2 0 2 － 1 1 》は「すべて特定会社Aが、口座を検索した。口座を検索した結果を回答した。相談である」

『上記のように記載内容が事実ではない。嘘である。過去に遡り改竄されている。相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加。』

《 1 3 1 2 0 6 － 1 2 》

相談内容の概要

1, 私は、耳が聞こえないので、書面で返答してほしい。

2, 私は、金融庁から返事がもらえると思っていたので、金融庁からの返事はまだなのかと聞いた。伝達の仕組みは知らなかった。金融庁から銀行に手紙を出して、銀行から金融庁の返事があると言うので、金融庁から手紙の返事をもらえると思っていた。

伝達の仕組みは口頭で説明されてもわからない。事績管理簿に伝達制度とあるが伝達の仕組みは金融庁のホームページ上に記載されていない。

3, 特定会社Aの方から、私のほうに何かくるのかと聞いているように、私は伝達の仕組みは知らなかった。伝達の仕組みは説明されてもわからない。後日、子供から説明してもらったが、伝達の仕組みは単なる秘密漏洩である。

(中略)

【関連事績】 《 1 3 1 2 0 3 － 7 》 《 1 3 1 2 0 2 － 1 2 》 《 1 3 1 2 0 2 － 1 1 》

対応内容

お名前、住所、電話番号でご本人確認を行った。

1, (会話中、私が何度も聞き返しているのに、聞こえていないことがわかっていった)

金融庁は文書の回答は一切しないと書面での返答をしなかった。郵便とFAXで送る手段を教えなかった。障害者に対する人権侵害を行った。

聴覚に障害がある情報は、相談者に嘘をついたことを根拠に記録を改竄する際に有効な情報として庁内で共有するため上に報告した。

2, 3 金融庁は、特定会社A 特定支店A (主要行) で現在起きている出来事を、検査・監督に活用する。私がお困りの状態を、銀行本部に伝える。私が「きちんと説明して欲しい」と言っている、私が金融サービス利用者相談室で相談したことを伝えると言った。

私が金融庁から返事をもらえると思っていたこと。伝達の仕組みを理解していないことが、わかった上で、書面での説明をしなかった。

【関連事績】 《 1 3 1 2 0 3 － 7 》 《 1 3 1 2 0 2 － 1 2 》 《 1 3 1 2 0 2 － 1 1 》』

『平成25年12月10日《 1 3 1 2 1 0 － 1 5 》の訂正

相談内容（個人名等の全情報を含む）の金融機関への伝達についての意思承諾 可

銀行の業種 主要行。支店名等 本店。要因1 顧客対応。要因2 不適正な行為（その他）。性別 女。氏名（フリガナ） ○○○○○ ○○○（氏名のカナ）』

平成26年3月13日、特定相談員Aは、金融庁は、特定会社Aに対して3回伝達をしたと言った。平成25年12月10日の伝達を、特定会社Aに対して既にしている。

特定会社Aから3回の伝達に対して、私に3回対応があった。

特定会社Aに伝達された情報と、伝達への返答が削除されている。伝達内容と返答の追加。

相談内容の概要の訂正

【】がある。平成26年3月14日、特定相談員Aは相談内容のシンプルな答えはできると言った。

【特定会社Aの顧客対応や情報開示について。次男の行った支店は、どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている】

『息子が特定地名の特定会社Aで「書類の保管期間は10年で、10年を超えたものは分からない」と説明うけたとのこと。しかし当方がある銀行、ある銀行に尋ねたところ、「銀行は、口座を開設した日や解約した日をお伝えできる。」とも言われた。』とあるが、そんな発言はしていない。特定地名の支店（特定支店C）は、10年で全情報を削除していると言った。息子ではなく次男（○○○（名前のカナ））である。

「書類」という表現は使用していない。情報、データである。書類の保管期間は10年で、と発言していない。

次男の口座は解約が確定していると言われた。次男の行った特定地名の支店は全情報を10年で削除している。どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている。

特定相談員Bは「金融庁は検査をしない」と嘘をついて騙したので、「特定会社Aを検査してください」と言えなくなった。特定会社Aは、おかしいではないかと何度も、相談しているということは、検査をしてくださいと電話をしていた。公益通報をしている。

特定相談員Bは、公益通報の仕組みを教えなかった。

特定支店Aは平成4年からデータがあると言っているのに、次男（○○○（名前のカナ））が行った支店は、10年しか情報がない。検査してください。

平成25年11月29日、特定支店A窓口での出来事を、平成25年12月2日に相談している。

当時は次男の行った支店を知らなかったもので、特定地名の支店と言ったが、次男は特定支店Aと違う説明をされた。次男の口座の検索結果が特定支店Aと

違うので、相談している。

平成25年12月2日の事績管理簿《131202-11》に、私の相談内容「特定支店Aは平成4年からデータがあると言っている。平成4年以降のデータを検索したが情報が出ない。平成4年以降も利用があった。データが改竄されている。口座は解約していない。口座は解約していると言うが解約日を教えない。検査してください。」と、相談員の対応内容「金融庁は銀行を検査する権限はない。銀行をチェックする仕組みはないと騙した。銀行は、10年しか情報を持つ必要が無いと騙した。口座は解約していると言うが解約日を教えないとの質問には黙って回答をしなかった。」が載っていない。

1, は、言っていない。伝達が「重複していた」ことにするために過去に遡り改竄している。

《以下、伝達不要》

2～5は記載されている内容が違う。

口座は解約していない。口座は解約していると言うが解約日を教えない。と繰り返し質問しているが特定相談員Bは、回答しなかった。質問に回答しないとの苦情にも返答しなかった。

苦情を受付しなかった。相談員への苦情に対する窓口を教えなかった。

私は、特定会社Aを検査してくださいと言っている。つまり公益通報をしている。

対応内容の訂正

伝達の依頼を希望とあるが、私は、伝達は金融庁から返事がもらえると思っていた。

私は、聞こえないので書面で返答して欲しいといったが、金融庁は応じなかった。

特定相談員Bは、銀行が返事をくれるまで2週間かかるので、2週間お時間を下さいと言った。

私から伝達を依頼することはない。

特定相談員Bは伝達を依頼されていないが、伝達をした。

「再度の伝達を希望されたので、承った。再度の伝達を承るが、相談者様の希望される対応を行うかどうかわかりかねること説明した。」と記載されているが、嘘である。

平成26年3月14日大臣目安箱において、次男に対して、特定相談員Aは、平成25年12月2日と平成25年12月10日の相談の伝達は、「重複していた」ので監督局銀行第一課の判断で取り消したが、金融サービス利用者相談室には連絡していなかった。

通常では記録どおりに銀行に伝達されている。担当課が確認するまで、金融サービス利用者相談室は銀行に伝達されていると認識していた。

担当課の判断で取り消したので「特例で」担当課の方から「伝達を取り消し

た理由」を説明すると言った。相談室は銀行に伝達されていると認識していたと言っている。特定相談員Bは「分かりかねる」と発言をしていない以前に、そもそも秘密漏洩と記録の改竄を目的として、勝手に伝達をしているのであって、伝達を依頼した事実が無い。

私は、伝達を依頼していない。よって「再度の伝達を承る」がといったやりとりは存在しない。そんな記録が事績管理簿にあるわけが無い。過去に遡り改竄している。

開示した平成25年12月2日の相談の伝達は「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」となっていたが、「平成25年9月分」受付になっていたとの説明は無かった。平成26年3月14日大臣目安箱において、次男に対して、特定相談員Aは、伝達の説明を「2週間というのは、金融サービス利用者相談室の担当相談員が、相談者の申出内容をまとめた後、監督部局（と検査部局）に回付する。最終的に銀行の方に伝わる場合、そこから担当課のほうの対応があります。」と言っている。金融サービス利用者相談室から監督局に回付した情報がある。

相談員が回付する段階で、重複しているかどうかは分かる。事績管理簿に記載されている情報を回付している。12月2日の相談内容と違う相談だったので、伝達をしている。

平成26年3月14日、次男に、担当課（監督局銀行第一課）の方から伝達を取り消した理由を説明すると言った。質問の後に電話をつなぐと言う約束だったのに、相談員は担当課につながずに電話を切った。

平成26年3月17日、次男に対して、電話を切ったにも関わらず。平成26年3月14日には説明する用意ができていたと言った。担当課に確認すると担当が席をはずしている。担当課から相談室に連絡が来る。担当課に確認した結果、会議中なので本日は電話をつなげない。情報開示するように言った。担当課は、最初から「伝達を取り消した理由」を説明するつもりはなかった。

繰り返し「伝達を取り消した理由」の説明するようを申し立てているが、監督局銀行第一課の説明は現在でもない。

次男の、事績管理簿には上記の「担当課の方から伝達を取り消した理由を説明する。」「金融サービス利用者相談室に、連絡が行っていなかった。」「情報開示するように言った」等の記載がない。担当課に電話をつなぐに切ったのに、相談者は担当課への転送を希望しなかったと嘘が記載されている。

伝達は一切重複していない。取り消した理由の前提となる「伝達が重複している」事実がない。平成25年12月10日の相談を既に伝達をしている。

伝達には、銀行から返答がある。金融庁は、部局間で情報を共有している。「伝達がされていない」といったことは、あるわけではない。

金融庁は、そもそも相談者の意思承諾と関係なく伝達をしている。

主な目的は、秘密漏洩であるが、記録の改竄を兼ねた犯罪行為を、伝達と称

している。

平成26年3月13日、次男は大臣目安箱において、伝達を指定した。相談員は指定した伝達を復唱している。復唱の段階で改竄されているが、指定した伝達とまったく異なる伝達がされている。

次男の開示した伝達（平成28年4月25日付 金監第1093号）には『平成25年12月2日に、金融庁の金融サービス利用者相談室に母が相談した後、12月3日に特定個人Aではなく、別の行員から電話が掛かってきたが、母は電話に出なかった。』と次男の申出が捏造されている。

捏造された情報で、私の事績管理簿《131203-7》平成25年12月3日の相談内容が、平成26年3月13日の次男の申出の捏造によって改竄されている。捏造した情報を伝達している。

平成26年5月8日付で検査局総務課検査情報受付窓口「特定個人Aが別人に成りすまして電話を掛けてきた」と送ったことに対して、過去に遡り情報を改竄している。

特定個人Aと別の行員が電話をしてきた。特定個人Aかと聞いたら別人と答えた。電話切られた。と言っているように、私は掛けてきた電話をとって会話をしている。会話をしなければ、別人かどうか分からない。

《以下、伝達不要》

2～5相談内容の概要に、記載されている内容が違う。当然、相談員の対応内容の記載が違う

平成25年12月2日に、特定相談員Bは、金融庁は銀行を検査する権限はない。銀行をチェックする仕組みはないと騙した。口座は解約していない。口座は解約していると言うが解約日を教えない。違法ではないかと質問しても回答しなかった。質問をしているのに、意見としか言わずに、上に上げるが上はどこか教えられないと言った。10年しか情報を持つ必要がないと言った。

特定会社Aを検査してくださいと、公益通報をしているのに、公益通報の仕組みを教えなかった。

私は伝達への返答はまだかと聞いていない。つまり以前と別の内容の相談をしている。

相談内容の概要と、対応内容に、【関連事績】《131208-12》という、事績管理簿にない情報がある。平成25年12月8日には相談していない。後付で改竄したことは明白である。

『上記のように記載内容が事実ではない。嘘である。過去に遡り改竄されている。相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加。』

《131210-15》

相談内容の概要

【特定会社Aの顧客対応や情報開示について。次男の行った支店は、どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている。】

金融庁金融サービス利用者相談室に電話をすると、特定相談員Bに「あなたの話はもう聞いた。しかし金融庁は何もできないし、何もしない」と電話を掛けてこないように言われた。

2013年12月10日の時点で、2013年12月2日の相談の伝達に対しての、特定会社Aから金融庁への返答がきている。

特定地名で、次男（〇〇〇（名前のカナ））が行った特定会社Aの支店では、次男の口座の解約は確定していると言われた。口座の解約をしていない。

次男の行った特定地名の支店は全情報を10年で削除している。どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている。

1、次男の口座は解約が確定していると言われたが、口座は解約していない。

次男の口座の検索結果が特定支店Aと違っている。特定支店Aは平成4年からデータがあると言っているのに、次男が行った特定地名の支店は、10年しか情報がないと言っている。10年しか検索できないと言っている。データが改竄されているのではないか。検査をしてください。

2、特定地名で、次男が行った特定会社Aの支店では、「どんな古い書類でも調べる。どんな古い書類でも遡れると言っている」と言っている。「口座の開設日や口座の解約を調べることができる」と言っている。

特定支店A特定個人Aは「口座は解約しているというが解約日は教えない」特定支店Aと言っていることが違う。特定会社Aはおかしいではないか。検査をしてください。

《以下、伝達不要》

3、口座は解約していない。平成4年以降も利用があった。平成4年以降、私は主人と貸金庫に入っている。特定支店A特定個人Aは、口座を解約しているというが解約日を教えない。違法ではないか？ご意見でない。質問であると言った。答えないのであれば、他にまわしてください。

4、（ご意見としかあげないし金融庁は質問に返答を一切しない。）と言うので

銀行が私と家族の口座を勝手に解約できるのか？質問に答えてくれる部署に回してください。

弁護士や司法書士等を通さないと質問に回答してくれないのかと聞いた。

【関連事績】《131203-7》《131202-12》《131202-11》

対応内容

お名前、住所、電話番号でご本人確認を行った。

「あなたの話はもう聞いた。しかし金融庁は何もできないし、何もしない」と電話を掛けてこないように言った。

2013年12月10日の時点で、2013年12月2日の相談の伝達に対しての特定会社Aから金融庁への返答がきている。

1, 2 「どこの支店の誰がそんなことを言っているのか。」と怒鳴った。「次男の〇〇〇（名前のカナ）さんに金融庁の特定相談員Bまで電話してくるよう」に言った。伝達を依頼されていないが、伝達をした。

公益通報の仕組みと手続き方法を説明しなかった。金融ADRを教えなかった。

《以下、伝達不要》

3, 苦情を受付しなかった。相談員への苦情に対する窓口を教えなかった。特定相談員B以外の窓口はない。ご意見としかあげないし金融庁は質問に返答を一切しない。と答えた。検査局総務課検査情報受付窓口があることを教えなかった。

4, ご意見としかあげないし金融庁は質問に返答を一切しない。銀行法には時効がない。預金債権はなくなる。口座はなくなることを教えなかった。

【関連事績】《131203-7》《131202-12》《131202-11》』

検査実施中になった平成25年12月17日から数十回、用件を入れない電話を掛けてきた。

検査局総務課検査情報受付窓口に送った情報、平成25年12月19日に特定個人Aが留守電にいった内容（金検第444号 平成28年4月22日付）と対応から、平成25年12月10日の相談の伝達は、銀行に伝達されている。

「特定会社A 特定支店Aの特定個人Aと申しますがお世話になってます。ひとつお願いがございましてお電話させていただきました。

えーこないだ調査を依頼をいただいた件なんですけど、本部のほうで調査できることがあるかもしれないということなので、先日店頭にご持参されました〇〇（名前の漢字）様と〇（名前の漢字）様のお名前が記載されてました残高のお知らせと、決算書のコピーで結構ですので特定支店Aのほうに送っていただけないでしょうか？

こないだ来店されました時お渡ししました封筒がございましたら、そちらを使っただけだと思えます。お手数をおかけしますがどうぞよろしくお願い致します。失礼いたしました。」

『伝達内容の追加。伝達には回答があった。』

相談者 〇〇〇 〇〇（氏名の漢字）（〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ））。女性。

住所 特定住所

電話番号 特定番号

受付日 平成25年12月10日。支店等の名称 本店。

内容

【特定会社Aの顧客対応や情報開示について。次男の行った支店は、どんな

古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている】

特定地名で、次男（〇〇〇（名前のカナ））が行った特定会社Aの支店では、次男の口座の解約は確定していると言われた。口座の解約をしていない。

次男の行った特定地名の支店は全情報を10年で削除している。どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている。

1、次男の口座は解約が確定していると言われたが、口座は解約していない。次男の口座の検索結果が特定支店Aと違っている。特定支店Aは平成4年からデータがあると言っているのに、次男が行った特定地名の支店は、10年しか情報がないと言っている。10年しか検索できないと言っている。データが改竄されているのではないか。検査をしてください。

2、特定地名で、次男が行った特定会社Aの支店では、「どんな古い書類でも調べる。どんな古い書類でも遡れると言っている」と言っている。「口座の開設日や口座の解約を調べることができる」と言っている。

特定支店A特定個人Aは「口座は解約しているというが解約日は教えない」特定支店Aと言っていることが違う。特定会社Aはおかしいではないか。検査をしてください。』

『平成26年1月9日の相談《140109-10》の訂正

相談内容（個人名等の全情報を含む）の金融機関への伝達についての意思承諾 可

銀行の業種 主要行。支店名等 本店。要因1 顧客対応。要因2 不適正な行為（その他）。氏名（フリガナ） 〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）』

平成26年1月9日から事績管理簿の性別は女になっているが、会話中に性別が男から女になるような出来事はなかった。私は〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）と名乗っている。〇〇〇〇〇（姓のカナ）様と特定相談員Bは何度も言っている。最初から性別は女であり、氏名のフリガナは〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）だった。

過去に遡り記録の改竄をしている。

平成26年1月9日は特定会社Aの立入検査実施中だった

平成26年1月9日の相談は、伝達があった。金融庁は、伝達をしている。特定会社Aから金融庁への返答があった。

平成26年1月9日の相談から約2週間、平成26年2月22日まで、特定会社A特定支店A特定個人Aは留守電に用件を入れない電話を掛けてきた。特定会社Aの伝達に対する対応は、金融庁への相談日から約2週間しかない。特定個人Aは伝達があった時しか電話を掛けてこない。平成26年1月9日の相談の伝達があった。特定会社Aに既に伝達をしている。

当時、旧特定会社A（合併前）と、合併前の別の銀行である、旧特定会社Bではシステムが違った。合併前の別の銀行である旧特定会社Bの店舗で、旧特定会社A（合併前）の口座の検索はできなかった。

特定相談員Bは、銀行から何か返答はないかと聞いてきた。平成25年12月10日の相談が伝達されている。銀行から金融庁に返答がきている。

私は相談時、旧特定会社A（合併前）と言っているが、特定相談員Bは特定会社Aと言っていた。

平成26年1月9日、特定相談員Bは、旧特定会社B 特定支店Aと言っている。

事績管理簿には、旧特定会社Bとなっている情報は存在しない。私は、一度も旧特定会社Bと言っていない。

銀行の業種が「主要行」から「信託銀行（主要行除く）」に改竄されている。

相談員は、私の相談している銀行を、旧特定会社A（合併前） 特定支店A（現 特定会社A 特定支店A）から、合併前の別の銀行である旧特定会社B 特定支店A（現 特定会社A 特定支店D）に改竄するために対応してきた。

相談内容の概要の訂正

私は平成26年1月9日以前に相談した出来事を、再び説明しているが、事績管理簿に以前相談した出来事がない。事績管理簿が改竄されている。

以前相談した出来事を、再び説明した内容が平成26年1月9日の相談に載っていない。事績管理簿が改竄されている。

行き4時間、帰りが4時間、特定会社A 特定支店A窓口で2時間ほど話した。往復10時間かかった。高齢なので、体にこたえて、体調を崩した。

平成25年12月3日と同様、特定個人Aと別の行員が電話してきたと再度言っている。銀行の正式な書面で口座の検索結果をくださいと言うと、電話を切られたと言っている。電話を取って会話をしている。

特定会社A 特定支店Aまで呼び出されて、往復10時間かかって行った。

高齢であること、体調を崩した。耳が聞こえにくいと言っている。といった情報が載っていない。

当方や息子に関するところがあるが、主人が削除されている。私は、家族と言っている。

預金データではなく口座である。取引履歴ではなく口座である。

特定個人Aは、全保有データを検索したが情報が一切ないと言った。

平成4年以降の全保有データを検索して、口座がないと言ったのである。平成25年12月10日特定会社A 特定支店C 特定個人Bは、残高が0円でも必ず検索できると言っている。

当方や息子の口座からお金を引き出しとあるが、私と長男の口座と言っている。

主人の特定会社Aの口座と、主人の特定会社Cの口座で、お金のやり取りがあった。

特定会社Dでお金を借りているのは、主人である。

特定相談員Bは、データは調べたけど、〇〇〇〇〇（姓のカナ）様のデータ

が無いので、取引がないといわれたということですかと、聞いてきている。

【取引していた銀行から、取引実績がないと言われている】は、特定相談員Bの発言である。

相談員の発言を、私の申出として記録する改竄の手口である。

1～5は記載されている内容が違う。

私は、繰り返し特定会社Aの検査をしないのか？特定会社Aは違法行為をしているのではないかと聞いている。

特定相談員Bは「金融庁は検査をしない」と嘘をついて騙したので、「特定会社Aを検査してください」と言えなくなった。特定会社Aは、おかしいのではないかと何度も、相談しているということは、検査をしてくださいと電話をしていた。公益通報をしている。

特定相談員Bは、公益通報の仕組みと手続き方法を教えなかった。

平成25年12月10日、特定相談員Bは「あなたの話はもう聞いた。しかし金融庁は何もできないし、何もしない」と電話を掛けてこないように言った。

特定支店A特定個人Aから数十回用件を入れたい電話を掛かってくる。現住所を一度も聞かれていないのに、特定会社Aから郵便が届く。封筒を送ってくる。不審な出来事が次々に起こっていたが、金融庁に相談できなくなっていた。

特定会社Eの暴力団融資の事件があったので、検査してくださいと言えらと思ったので、電話をした。

特定相談員Bは、「金融庁は、書面での返答を一切しない」と言ったので、以後「書面での返答をしてください」と言っていないが、耳が聞こえないと伝えている。

「私は高齢で、耳が聞こえないと言っているのに」金融庁は、書面での返答をしなかった。

国民からの通報を、銀行員の内部告発と同様に受付しているのではないか。

金融庁は、通報を検査しなければならないのではないかと、公益通報についての質問をしている。

公益通報の手続き方法を聞いている。

特定相談員Bは、調査する、しないということは、相談室では回答できないと言った。

回答する部署がある。通報窓口がある。手続き方法がある。外部の労働者以外の方（国民）からの公益通報の手続き方法を開示請求したが、開示しなかった。

開示請求に対して、「行政文書の作成・保存をしていない」と嘘の返答をしてきた。

国民からの公益通報の窓口と、手続き方法がなければ違法である。

特定相談員Bは、公益通報の仕組みと手続き方法を教えなかった。

5, 「法的な相談はどこにすればいいのか。」と私は聞いていない。相談員

の方から、最終的には司法の場で解決することになると、法テラスだけを教えてきた。

特定相談員Bの発言を、相談者（私）の申出として記録している改竄の手口である。

記載されている「法的な相談はどこにすればいいのか。」に対応する相談員の対応内容5，がない。改竄したことは明白である。

対応内容の訂正

1～5相談内容の概要に、記載されている内容が違う。対応内容の記載内容は違う

特定相談員Bは、特定会社Aの立入検査実施中であることを教えずに、記録の改竄のために対応してきた。

金融庁は、金融サービス相談員が嘘をつくことで、記録の改竄を実行している。

相談員が、嘘をつくことで、改竄を実行している過程が情報として記載されていない。

相談内容の概要と、対応内容に、【関連事績】《131208-12》という、事績管理簿にない情報がある。平成25年12月8日には相談していない。後付で改竄したことは明白である。

『上記のように記載内容が事実ではない。嘘である。過去に遡り改竄されている。相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加

《140109-10》

相談内容の概要

【】内は、【平成4年からのデータがあるのに、検索しても情報が出ないと言われている。口座の検索結果を書面で出すように言っても応じない。口座は解約していない。平成4年以降の利用があった。口座の不正利用ではないか。特定会社Aを検査して下さい】である。

1，最初に対応した特定相談員Aに、〇〇〇〇〇（姓のカナ）と申しますが特定相談員Bはいますかと聞いた。

特定相談員Aは、平成26年3月13日に最初に対応してきた相談員である。

特定相談員Aは、金融機関名はどちらの件で相談しているのか、と聞かれたが、聞こえていなかった。

いつもと手順が違っているので、私はフルネームかと聞き返している。

特定相談員Aは銀行等、特定相談員Bにどちらの件で相談しているのかと再度聞いているが、聞こえていなかった。私は、特定相談員Bはいるのかと聞き返している。

特定相談員Aは銀行、信用金庫等と言っていたが、聞こえていなかった。特定相談員Aは、特定相談員Bに電話を代わった。

2，私は、金融庁から返事がもらえると思っていたので、金融庁からの返事

はまだなのかと聞いた。伝達の仕組みは知らなかった。特定相談員Bは、金融庁から銀行に手紙を出して、銀行から金融庁の返事があると言うので、金融庁から手紙の返事をもらえと思っていた。

伝達の仕組みは口頭で説明されてもわからない。

3, (逆に特定会社Aから〇〇〇〇〇(姓のカナ)様のところに、連絡はあったかと聞かれた)

体調を崩して子供のところにいた。子供に連れて行ってもらって特定会社A 特定支店A窓口に行った。往復10時間かかった。行き4時間、帰りが4時間、特定会社A 特定支店A窓口で2時間話した。高齢なので、体にこたえて、体調を崩した。

特定相談員Bは、平成25年12月2日に、金融庁は銀行を検査する権限はない。銀行をチェックする仕組みはないと騙した。

私は、特定会社Aが、検査実施中になった平成25年12月17日から用件を入れない電話を数十回かけてくる理由がわからなかった。

4, 特定会社Aを検査して下さい。特定会社A 特定支店A窓口で、特定個人Aから「平成4年からのデータがあります。それ以後のは、出ます。」と言われた。

平成25年12月10日の相談で、事績管理簿には書類とあるが、情報、データである。

平成4年からのデータがありますから、出てきますと言われた。

あなた達の情報は出てこないの、あなた達はお客様ではありませんと言われた。

「あなた達の情報は出てこない」と言っているように、特定会社A 特定支店A窓口で、私達家族の口座の検索をした。

平成25年12月2日の相談のときに特定相談員Bに誰の口座を検索したのか聞かれて、「口座を検索したのは、主人(〇〇〇〇(名前のカナ)), 私, 長男(〇〇〇(名前のカナ)), 次男(〇〇〇(名前のカナ)), 三男(〇〇〇(名前のカナ))」と名前を答えている。

私の家族は誰も口座を解約していない。口座を解約していないので平成4年には主人もいて、貸金庫と一緒に入っている。

「私の家族は誰も口座を解約していない」と言っているように、平成25年12月2日の相談のときに特定会社A 特定支店A窓口で、家族の口座を検索した。特定支店A 特定個人Aは家族の口座の検索結果を回答した。特定支店A 特定個人Aは「口座は解約している」というが、口座は解約していない。

「特定支店A 特定個人Aは、口座は解約しているというが、解約日を教えない」と相談している。

事績管理簿の平成25年12月2日の相談に、該当する情報が無い。

(この会話中に、特定相談員Bは旧特定会社B 特定支店Aの方からと言っ

ている。)

(特定相談員Bは、主人が亡くなったのは、いつでしたっけ)と聞いてきたように、私から平成25年12月2日の相談時に、すでに主人が亡くなっていることを聞き出している。

事績管理簿の平成25年12月2日の相談に、該当する情報が無い。平成6年に主人がすでに亡くなっているという情報が、事績管理簿にない。

(特定相談員Bは、データは調べたけど、〇〇〇〇〇(姓のカナ)様のデータが無いので、取引がないといわれたということですかと、聞いてきている。)事績管理簿の【】内は特定相談員Bの発言である。

平成4年以降も、私と長男の口座からお金を出して、特定会社Dに振り込んでいる。貸金庫にも入っている。平成4年以降のデータがあるのに、検索して、口座の取引履歴も、貸金庫の利用履歴も出てこないのはおかしい。

(特定相談員Bは、話をまとめると、特定支店Aの方から連絡があって、平成4年以降のデータはあります。調べた結果〇〇〇〇〇(姓のカナ)様のと、言っている。)

私は、特定会社A 特定支店A窓口で、特定個人Aは平成4年からのデータがあると言ったと、特定相談員Bの発言を訂正した。

平成25年12月2日の相談のときに特定会社A 特定支店A窓口で、特定個人Aから「平成4年からのデータがあります」言われたといっている。

事績管理簿の平成25年12月2日の相談に、該当する情報が無い。

特定相談員Bは、「平成4年からのデータがあると言ってきた」と初めて聞いたような発言をしているが、平成25年12月2日の相談時に、特定支店Aには平成4年からのデータがある。と言っている。事績管理簿の平成25年12月2日の相談に、該当する情報が無い。

相談員が、相談者(国民)に嘘をついたことを根拠に記録の改竄を実行している。

記録の改竄のために、相談者(国民)の言っていることと違うことを言い返している。

記録の改竄のために、「旧特定会社B 特定支店A」と言っている。

5、(特定相談員Bの方から、息子さんが、特定地名にまだいて、銀行と話をしたとのことですが、結局のところ銀行からの回答はどういうものなのかと聞いてきた。)

特定会社Aは、検査実施中の金融機関として金融庁のホームページに掲載された平成25年12月17日から、突然数十回にわたる用件を入れない電話を掛けてきた。

特定相談員Bは、伝達に対する特定会社Aの対応と、私の特定会社Aへの対応を聞き出そうとした。伝達があった。特定会社Aから金融庁に返答が来ている。

特定支店Aに行った後、特定個人Aと、もう一人の男の方（特定個人Aと別の行員）から電話があった。あなた達の調査を、家族の調査をしたが、情報が一切無いというので、銀行の正式な書面でくださいと返事したら、すぐ電話を切られる。

（特定相談員Bは、〇〇〇〇〇（姓のカナ）様が電話をすると、特定会社Aが、銀行員が電話を切っちゃうと言った。）

私は、銀行の方から電話を掛けてきたと訂正した。

特定個人Aと別の行員から電話があったことは、平成25年12月3日に相談している。

特定個人Aと別の行員の二人とも、私が口座の検索結果を銀行の正式な書面でくださいと言ったら、すぐ電話を切ったと言った。

解約していないのに口座が分からないのはおかしい。私達家族の口座と貸金庫が、ないといわれているが解約していない。口座と貸金庫の情報がないといっているが、不正利用されているのではないか。特定会社Aを検査してください。

6、（特定相談員Bは、特定会社Aを検査しないというので、）金融庁は特定会社Eの暴力団融資の事件の検査をしていなかったと言った。特定会社Eの事件は発覚が遅れて、大きな事件になった。

金融庁は内部告発の受付をしている。特定会社Aの件は、検査をするべき案件ではないか。特定会社Aを検査しないのか？と聞いた。

（特定相談員Bは、貴重な意見として承りたいと思います。と言った。）

特定会社Aの立入検査実施中であるにもかかわらず、立入検査をしていることを教えなかった。

私は、意見ではない。再び、特定会社Aを検査しないのか？と聞いた。

（特定相談員Bは、調査する、しないということは、相談室では回答できないと言った。）

私は、特定会社Aを検査するかどうか返答してくださいと、金融庁の、どこにきけばいいのかと聞いた。公益通報について質問をしている。

特定相談員Bは、公益通報の仕組みを説明しなくてはいけないことを認識していたが、公益通報の説明をしなかった。

私が、金融庁は、検査するかどうかの返答をしないではないかと言うと

（特定相談員Bは、ご意見として承りたいと思います。と言った。）

7、口座は解約していない。「平成4年からデータはある。口座を検索して口座は無いと言われた。」「口座は解約しているというが、解約日を教えない」

特定会社Aは違法行為をしているのではないかと、聞いている。

「口座は解約しているというが、解約日を教えない」のは違法なのではないかと繰り返し質問しているが、特定相談員Bはご意見としてしかあげないと、

回答しなかった。

金融庁に対して、特定会社Aは違法行為をしているのではないかと、繰り返し相談しているが何の回答も返事も無い。

回答や返答がもらえる手続きがあるのではないかと聞いた。公益通報について質問をしている。公益通報の手続き方法を聞いている。

特定会社Aを検査してください。と公益通報をしている。

8, 法テラスの説明をされたが、私は耳が聞こえにくいといった。法テラスの説明をされても、私は分からない。

「口座は解約しているというが、解約日を教えない」と質問しているが、特定相談員Bは、回答しなかった。

特定会社Aを検査してくださいと言っているが、特定相談員Bは、回答しなかった。

金融庁のどこに質問すれば回答がもらえるのか？と再度聞いた。

質問を意見としてあげるといっているが、質問は回答があるから質問であって、特定相談員Bは、何も回答していないのではないかと質問に回答しないことへの苦情を言った。

9, 金融庁が法律を決めている。

特定会社Aが違法行為をしているかどうかは回答できる。

金融庁のどこに質問すれば回答がもらえるのか？と再度聞いた。

公益通報について質問をしている。公益通報の手続き方法を聞いている。

(特定相談員Bは、銀行法の何条か言えば説明をしてやると言った。)

私は銀行法を知らない。金融庁が法律を作っている。特定会社Aが違法行為をしているのではないかと聞いている

(特定相談員Bは、どの法律の説明が聞きたいか答えろといった。)

『この際、金融庁所管の法律は、回答できるといっている。相談員が分からなくても、法律がわかる職員に確認して回答すると言った』

平成26年3月13日、次男に対して特定相談員Aは、銀行法は弁護士に聞けと言った。

「銀行法13条の3 第2号はデリバティブのこと」と嘘をついて騙した。

繰り返し、口座は解約していない。「口座は解約しているというが、解約日を教えない」と質問しているが、特定相談員Bは、回答しなかった。

特定相談員Bは、特定支店A特定個人Aの「口座は解約しているというが、解約日を教えない」という回答は、銀行法13条の3に違反していることを知っていた。全国銀行協会 相談員〇〇〇〇(姓のカナ)氏も同じ質問に回答しなかった。

そもそも「口座を解約していない」「実際には口座の検索をしていないのではないかと特定会社Aが、預金者の口座と預金をとっている犯罪を通報していた。

10, 金融庁は, 特定会社Eの検査を, ちゃんとしていなかった。
今は銀行員が内部告発できるようになっている。つまり公益通報である。
国民から, 告発があれば, 公益通報があれば金融庁は検査するのではない
か?

特定会社Aを検査してくださいと言っている。公益通報をしている。公益通報
について質問をしている。公益通報の手続きを聞いている。

私が, 特定会社Aを検査してくださいと言って会話を終わった。

【関連事績】《131210-15》《131203-7》《131202
-12》《131202-11》

対応内容

お名前, 住所, 電話番号でご本人確認を行った。伝達を依頼されていないが,
伝達をした。

1, 特定相談員Aは, 平成26年3月13日に対応してきた相談員である。

特定相談員Aは記録の改竄のために待機している相談員である。

金融庁は, 「金融サービス相談員が, 嘘をつく。記録を確認して嘘をつく。
相談者(国民)の言っていることと, 違うことを言い返す。金融庁が記録した
いことを, 相談員が発言する。相談員の発言を, 相談者の申出として記録する。
嘘をついた後, 本当のことを言う。会話中に嘘を混ぜる。」ことで, 記録の改
竄を行っている。

予め相談者ごとに個別に改竄の手順が計画されている。

匿名でも相談できるようになっているが, 番号非通知設定が無効になってい
る。

記録の改竄のために待機している相談員がいる。待機している相談員が対応
した後, 担当相談員に代わる手順がある。

相談員と, 相談者(国民)の通話を同時に聞きながら, 相談員に指示してい
る第三者がいる。

電話をかけた時点で, 誰が電話を掛けてきたのか, 個人情報にアクセスして
いる。個人情報を不正に取得している。

「対応内容の明確化等のため, 通話内容を録音させていただいております」
とアナウンスされている。通話を録音していると騙してから, 嘘をつく。周到
に計算された手口になっている。

特定相談員Bが会話内に, 旧特定会社B特定支店Aと言っているが, 金融庁
の予定では, 特定相談員Aが銀行名を聞いて, 私が旧特定会社A(合併前),
旧特定会社A(合併前)特定支店A, 特定会社A, 特定会社A特定支店Aと銀行
名を言えば, 特定相談員Aが, 合併前の別の銀行である旧特定会社B特定支
店Aと言い返してから, 特定相談員Bに電話を代わる予定だった。私は聞こえ
ていなかったなので, 回答しなかった。いつもの手順と違ったので, 銀行名を聞
いてきていることが分からなかった。回答できなかった。

特定相談員Bは、最初に、ご連絡（をありがとうございます）と言いかけて、ご連絡でいったん止めている。金融庁は、事前に改竄のための「台本」「想定問答」を作成している。特定相談員Aと特定相談員Bは、予め金融庁に対応を指示された通りの対応してきている。

特定相談員Bが会話内で、旧特定会社B特定支店Aと言っている。特定相談員Bは、以前の相談では、必ず「特定会社A特定支店A」と言っていた。

銀行の業種を「主要行」から「信託銀行（主要行除く）」に改竄した。

私の相談している銀行を、旧特定会社A（合併前）から、合併前の別の銀行である旧特定会社Bに改竄した。

2, 3, 逆に〇〇〇〇〇（姓のカナ）様のところに、ご連絡はありましたかと聞いた。

特定会社Aの対応を聞き出そうとした。

特定会社Aから金融庁に対して、伝達の返答があった。

特定会社Aは、検査実施中の金融機関として金融庁のホームページに掲載された平成25年12月17日から、突然数十回にわたる要件を入れない電話を掛けてきた。

特定会社Aは、特定支店A窓口で提出した書類を、送ってくるように封筒を送りつけてきた。

特定会社Aの伝達に対する対応は、相談から約2週間しかない。平成25年12月10日の相談の伝達があった。伝達に対する私への対応と、金融庁への返答があった。

平成26年1月9日は特定会社Aの立入検査実施中だったが、特定相談員Bは検査実施中であることを教えなかった。

往復10時間掛けて、特定会社A 特定支店A窓口に行った。子供に連れて行ってもらった。

高齢なので体にこたえて体調を崩したという情報が事績管理簿から削除されている。

事績管理簿から私が高齢であること。耳が聞こえないとっている情報が削除されている。

4, 平成26年1月9日は特定会社Aの立入検査実施中であり、記録の改竄が目的で対応した。相談している銀行を「旧特定会社A（合併前） 特定支店A」から合併前の別の銀行である「旧特定会社B 特定支店A」に改竄した。

「特定支店A窓口で、特定個人Aから「平成4年からのデータがあります」と言われたという情報」を、「特定支店Aの方から連絡があって、平成4年からのデータがありますと言ってきた」と改竄。

平成25年12月2日、特定支店Aは平成4年からのデータがある。平成25年12月10日、特定地名の支店は10年しかデータがない。という相談の、時系列を改竄しようとした。

繰り返し（旧特定会社B）特定支店Aの方からと言っている。

「旧特定会社B特定支店A」と言った後は「特定支店A」とだけ発言する隠蔽工作をしている。

「口座を検索して口座は無いと言われた。口座は解約しているというが、解約日を教えない。口座は解約していない」を、「取引がない」に改竄する目的で対応してきた。【】内は特定相談員Bの発言である。

5, 特定会社Aの対応に対する、私の対応を聞き出そうとした。

平成26年1月9日は特定会社Aの立入検査実施中であり、記録の改竄が目的で対応した。

「特定会社Aから電話を掛けてきた」を「私が特定会社Aに電話をした」と改竄しようとした。

特定相談員Bは、〇〇〇〇〇（姓のカナ）様から提供された情報を法令に照らし合わせて、行政上の対応をする。と嘘ついてだました。提供された情報を、繰り返し改竄しようとしていた。

実際に、開示した事績管理簿は内容がすべて改竄されている。

立入検査実施中であるにもかかわらず、立入検査をしていることを教えなかった。

検査局総務課検査情報受付窓口があること、情報を送れることを教えなかった。

6, 私は、特定会社Aを検査してくださいと言っている。公益通報をしている。公益通報の質問をしているのに、公益通報の仕組みと手続き方法の説明をしなかった。

7, 8, 私は公益通報の質問をしている。公益通報の手続き方法を聞いているのに、法テラスに話を摩り替えた。最終的に司法の場で解決という形になると騙した。

特定会社Aは、実際には口座を検索していないのに、口座を検索したと嘘をついていた。

口座があるのに、口座が無いと嘘をつくことは、銀行法に違反しているだけでなく詐欺等、犯罪である。

特定相談員Bは金融ADRを教えなかった。法テラスだけを教えてきた。

金融庁に、特定会社Aを検査するのか回答してください。

金融庁に、特定会社Aが違法行為をしているのかを回答してください。

公益通報の手続きを聞いているのに、特定相談員Bは法テラスに話をすり替えている。

公益通報のことを聞いているが、公益通報の手続きを教えなかった。

特定相談員Bに対する苦情の窓口の説明をしなかった。苦情を受付しなかった。

9, 私は公益通報の質問をしている。公益通報の手続き方法を聞いているの

に、銀行法に話をすり替えた。銀行法の第何条か言えば回答してやると言った公益通報の手続きを聞いているのに、特定相談員Bは銀行法の説明に話をすり替えている。

一般国民は銀行法を知らない。

10、私は公益通報のことを聞いているが、公益通報の手続き方法を教えなかった。

特定相談員Bは、私の発言を途中で遮っている。

金融庁は、法令に照らし合わせて、行政処分をしている。

金融機関に問題がある場合は、処分している。と話をすり替えている。

私が、特定会社Aを検査してくださいと言って会話を終わった。

【関連事績】《131210-15》《131203-7》《131202-12》《131202-11》』

平成26年1月9日の相談は、銀行に既に伝達している。伝達内容の追加。伝達への回答があった。

『伝達内容に関しては

相談者 ○○○ ○○（氏名の漢字）（○○○○○ ○○○（氏名のカナ））。女性。

住所 特定住所

電話番号 特定番号

受付日 平成26年1月9日。支店等の名称 本店。

内容

私の相談している銀行を、旧特定会社A（合併前）特定支店Aから、合併前の別の銀行である旧特定会社B特定支店Aに改竄した。

銀行の業種を「主要行」から「信託銀行（主要行除く）」に改竄した。

「特定支店A窓口で、特定個人Aから「平成4年からのデータがあります」と言われたという情報」を、「特定支店Aの方から連絡があって、平成4年からのデータがありますと言ってきた」に改竄。

平成25年12月2日、特定支店Aは平成4年からのデータがある。平成25年12月10日、特定地名の支店は10年しかデータがない。という相談の、時系列を改竄しようとした。

「口座を検索して口座は無いと言われた。口座は解約しているというが、解約日を教えない。口座は解約していない」を、「取引がない」に改竄。

過去の相談内容を改竄する目的で、伝達をしている。口座の検索と口座の検索結果に関わる相談の改竄を行っている。

金融庁は、「金融サービス相談員が、嘘をつく。記録を確認して嘘をつく。相談者（国民）の言っていることと、違うことを言い返す。金融庁が記録したいことを、相談員が発言する。相談員の発言を、相談者の申出として記録する。嘘をついた後、本当のことを言う。会話中に嘘を混ぜる。」ことで、記録の改

竄を行っている。』

保有している情報と開示している情報が同一ではない。開示請求に対して開示する情報を捏造している。過去に遡り繰り返し記録の改竄を行っている。

特定相談員Bは合併前の別の銀行である「旧特定会社B 特定支店A」と言っているが、事績管理簿には合併前の別の銀行である「旧特定会社B 特定支店A」となっている情報が無い。

金融庁は、立入検査実施中に、利害関係者と共謀して、金融庁と特定会社Aの間だけで、私の相談している銀行を合併前の別の銀行である「旧特定会社B 特定支店A」に改竄している。

過去に遡り繰り返し記録の改竄を行っている。改竄の説明は、改竄者である金融庁にしかできない。通話を録音していなければ、特定相談員Bが合併前の別の銀行である「旧特定会社B 特定支店A」と言っていることに気づかなかった。

検査実施中の、平成25年12月17日から12月25日まで、突然、特定支店A特定個人Aは数十回にわたり留守電に用件を入れない電話を掛けてきた。何が起きているのかと思うほどの必死さを感じた。私は電話が取れなくなった。電話に対応できなくなった。平成26年1月9日以降は、電話を掛けてくる頻度と回数が減った。特定個人Aしか電話を掛けてこなかった

金融庁は立入検査実施中に、利害関係者と共謀して庁内の記録の改竄を行った。

平成25年12月2日、全国銀行協会から銀行本部に連絡があり、本部から特定支店Aに連絡があり、特定個人Aが対応している。特定個人Aは「今回の問い合わせは（口座の）解約日を知りたいということですか？」と言っている。特定支店A窓口で特定個人Aは貸金庫の検索はしていない。私は全国銀行協会と同じように、金融庁でも「口座は解約していない。特定支店A 特定個人Aは口座を解約していると言うが解約日を教えない」と相談している。

特定個人Aの回答は当社の回答である。例え金融庁に相談しようと特定個人Aの回答は変更がないと言った。存在しない名義番号7桁の載った書類を出すように責め立てた。しかし平成25年12月4日には回答が変わっている。

私は、金融サービス利用者相談室で主人は口座を開設したことが無い。貸金庫を借りたことが一度も無いと言われてしていると相談している。貸金庫の解約日を依頼するわけがない。家族の口座の検索結果の相談をしている。

「担当してくれているのは、特定支店A特定個人Aである。」とあるが、捏造である。どこに行っても特定個人Aが対応してくると相談したので、特定相談員Bは、銀行本部（本店お客様相談室）に、口座を問い合わせるように指示をした。銀行本部で、私と長男の口座番号を聞かれて、特定支店A特定個人Aに確認して連絡すると言われたと、特定相談員Bに報告している。

伝達ではすべて「〇〇氏」として氏名を記載せずに、特定個人Aの名前を伝

達していないことに改竄している。

「金監第1092号 平成28年4月25日付 行政文書名 開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面（平成25年12月5日）」

利害関係者である特定会社Aに対する伝達「誰がどのように調査したか調査結果を当方が納得できるように伝えて欲しい。」が、

「行政文書名 2014年3月13日付の相談に対する特定会社Aから金融庁に対する回答」（平成28年6月27日付 金監第1899号）

特定会社Aから金融庁への回答では、「回答の基になる伝達（申出の概要）」に「がどのように」と「誰」が無かった。

同一の内容である「伝達」と、「回答の基になる伝達（申出の概要）」が同一ではない。開示請求に対して、開示する情報を捏造・改竄している。監督庁による検査妨害である。

特定相談員Aの教えてきた平成25年12月2日と平成25年12月10日の伝達内容は、平成26年3月13日の時点で改竄されている。さらに伝達内容が改竄されて開示されている。

平成25年12月3日、特定個人Aは別人に成りすまして電話を掛けてきた。私が「特定個人Aか？」と聞いたら「違う」と言った。「あなた達の口座は調査したけど、なかった」「主人、私、長男、次男、三男の口座を検索した結果を回答している」事績管理簿《131202-11》の伝達に対する対応があった。口座の検索結果を銀行の正式な書面でするように言ったら電話を切った。また理由も言わずに、主人の名前の漢字を教えるようにと電話してきた。私が主人（〇〇〇〇（名前のカナ））の名前の漢字「〇〇（名前の漢字）」を答えると、すぐに電話を切った。

金融庁は、特定会社Aに伝達された日付を平成25年12月3日から平成25年12月5日に改竄しているが、平成25年12月2日の特定個人Aの発言「特定個人Aの回答は当社の回答であり、変更はない」等を考えると、別人に成りすまして電話をして、さらに主人の名前の漢字を聞いてくる理由の説明がつかない。銀行に回付された日付は平成25年12月3日である。翌日12月4日には、特定個人Aとして電話をしてきている。特定個人Aは、別の行員として口座の検索結果を回答する必要があった。さらに主人の名前の漢字が必要な事態が起きた。金融庁から平成25年12月3日に伝達があった。平成25年12月2日特定相談員Bに、口座を検索した家族の名前を聞かれたので答えたが、家族の名前の漢字を聞かれていないので答えていない。伝えていない。

平成25年12月4日には、特定支店A特定個人Aは当社の回答、名義番号と言わなくなった。特定個人Aは、私と長男の口座の検索結果を言っている。平成25年12月2日銀行本部に私と長男の口座を問い合わせた銀行本部からの対応が平成25年12月4日にあった。特定個人Aの口調とテンションは1

2月2日とまったく違っていた。

私の事績管理簿の平成25年12月3日の、相談内容《131203-7》が、次男の事績管理簿（金総第2767号 成28年4月22日付）の平成26年3月13日の、相談内容《140313-8》で次男の申出が捏造されて「平成25年12月3日に母（私）は電話に出なかった。」と改竄されている。電話を取らなければ特定個人Aと別人か分からない。

次男の伝達（金監第1093号 平成28年4月25日付）で、次男と私の申出が捏造されて伝達されている。

特定会社A 特定支店Aでの出来事と、平成25年12月2日の相談と、特定個人Aの対応と、平成25年12月9日、12月10日の特定支店C特定個人Cの対応から、事績管理簿《131202-11》の実際に伝達された内容は、

「特定支店A特定個人Aが、貸金庫係から特定支店Aお客様窓口まで、どこに行っても対応してくる。お客様係に書類を提出すると、すぐに書類を持って奥に行き、奥から特定個人Aが書類を持って出てきた。」

「特定個人Aは、旧特定会社A（合併前） 特定支店Aの、私達家族（主人〇〇〇〇（名前のカナ））、私、長男〇〇〇（名前のカナ）、次男〇〇〇（名前のカナ）、三男〇〇〇（名前のカナ）の口座を検索した。窓口では、私の書類だけ提出して、長男の書類は見せていない。」

「主人は平成6年に亡くなっている。主人は口座を開設したことが無い。貸金庫を借りたことが一度も無いと言われている。平成4年以降、貸金庫に主人と一緒に入って次男と三男の高額な証書を確認している。」

「特定個人Aは、氏名（カナ）を聞いただけで、すぐに回答している（氏名だけで検索している）。窓口でも機械を操作することが無く奥に行ってすぐに戻ってきた。検索をしている様子が一切ない。検索できるような時間は無かった。特定個人Aは、実際には検索をしていないのではないか。」

「特定支店Aは、平成4年までデータがある。平成4年以降の全保有データを検索したが、情報が出ないので顧客ではないと追い払われた。平成4年以降も利用があった。データが改竄されているのではないか。」

「口座は解約していない。特定個人Aは、口座を解約していると言うが口座の解約日を教えない。」

「特定会社Dの支払いのため、主人が私と長男の口座からお金を出して払っている。平成4年以降も（旧特定会社A（合併前）と特定会社Cの間で）お金のやりとりがあった。」

平成25年12月2日と平成25年12月3日の相談と、特定相談員Bの発言から事績管理簿《131202-12》の実際に伝達された内容は、

「銀行本部で、私と長男の口座番号を聞かれて、特定支店A特定個人Aに確認して連絡すると言われた。」

「銀行本部に口座を問い合わせても、特定個人Aを通して返答がくる。」

概ね上記の相談が銀行に伝達がされている。開示した伝達は過去に遡り改竄されている。

当時、次男(〇〇〇〇(氏名の漢字))は特定地名に居たので特定支店Aでの詳細は知らなかった。平成25年12月9日、次男は特定支店Cで手続きをしようと、手続きに必要な書類を聞くために電話をした。特定支店C特定個人Cは、どんな古い書類でもいいので、所有していないかと聞いてきた。特定個人Cの方から口座の検索をしてきた。口座の検索時は保留音楽が流れて待たされた。特定個人Cは、次男の口座を検索した結果「口座はない」と言った。

特定個人Cは、氏名は漢字の名前から聞いてきている。よって次男は〇〇〇〇〇〇(氏名のカナ)と名乗っていない。

氏名(カナ)を聞かずに、漢字の名前から聞いてきて、住所と、最後に生年月日を聞いてキーボードを打って入力しているが、「口座はない」と言った後、生年月日はずして氏名(カナ)だけで検索したと言った。

違うといっているのに姓が一文字違う「〇〇〇△〇〇〇〇(氏名のカナ)」でも検索した。このときは、保留時間もなく、すぐに「口座はない」と言った。最初の検索時には、名前の漢字を聞く前に氏名(カナ)の入力がされている。当然すでに検索結果が出ている。特定個人Cは、口座を検索するフリをした。実際には口座の検索をしていない。

特定個人Cは、電話と窓口での、口座の検索結果は同じ。氏名(カナ)だけで、旧特定会社Bを含めた、全店舗、全支店の口座の検索ができると言った。当時システムが違うので、合併前の別の銀行である旧特定会社Bの口座は検索できなかった。特定個人Cは嘘をついた。特定個人Cは何故嘘をついたのか？

特定個人Cは、特定支店特定個人Aが氏名(カナ)だけで特定会社Aの全保有データを検索できると、私に言った事を知っていた。特定個人Aの回答は当社の回答と繰り返し言っている。

「次男」に特定会社Aの全保有データではなく、全店舗、全支店の口座の検索ができると変更して説明していた。

特定個人Cは、「次男」に氏名以外の情報を聞いて、口座を検索してみせた。次男の名前が伝達されている。

特定支店A特定個人Aと同じように「氏名(カナ)だけ」で検索したと言った。「口座はない」と言ったが、解約しているとは言わなかった。しかし12月10日特定支店C特定個人Bは、システム検索をしたので漏れは無い。次男の口座の解約は確定している。「口座はない」は当社の回答と言った。次男は、「次男と長男の口座は同じ旧特定会社A(合併前)特定支店A。母(私)が、兄(長男)の口座を問い合わせている」としか言っていないのに、特定個人Cは、私と長男の口座が特定支店Aであることを知っていた。

平成25年12月9日には、「口座はない」と言うが、「口座を解約してい

る」とは言わないことが隠蔽工作であった。特定個人Cは、事前に口座の検索手順と、説明の指示を受けていた。紛失係につなぐところを混んでいるので特定支店Cにつないで、特定個人Cの方から口座の検索をしてきた。特定個人Cが「口座はない」と言うことは、すべて銀行本部からの指示通りだった。

全支店に銀行本部から、金融庁の伝達に対する隠蔽工作の指示が出ている。

平成25年12月10日に次男が電話をすると、特定個人Cは突然「昨日の口座の検索は10年しかしていない」「10年で全情報を削除している」と言い出した。前日と様子が明らかに違っていた。

「口座はない」と言ったことに対して、隠蔽工作があった。

平成25年12月10日に金融庁から立入検査の予告があったとしか、考えられない。

「平成25年12月10日に金融庁から立入検査の予告があった。」

上司の特定支店C特定個人Bは、当初、特定支店Cで口座の検索結果は出せると言っていた。

休眠預金であろうと、口座の残高が0円でも必ず検索ができる。実際には検索していないのに、システム検索をしたので漏れは無い。「次男の口座の解約は確定している。口座はない」は当社の回答と言った。

上司の特定個人Bは当初特定支店Cで口座の検索結果は出せると言っていたが、特定支店Aで口座の検索結果を出す。口座の閉鎖の調査依頼の手続きを教えてきた。手続きは特定支店Aでする。

特定個人Bはどの支店でも手続きはできるが合併前の別の銀行である旧特定会社Bの口座はシステムが違うので旧特定会社A（合併前）の口座の検索ができないのでお勧めしないと。郵送でも手続きができる。郵送での手続きをお勧めする。

契約時の住所と現住所の住所変更の時間がたっている場合、当日には手続きができない。

主人の口座の検索には、除籍謄本等の書類が必要である。

特定支店Cでの会話で、特定支店A特定個人Aが、実際には口座の検索をしていないこと。嘘をついていることが明確になった。特定個人Cが、嘘をついていたことも明確になった。

私の平成25年12月10日の相談は、次男が特定支店Cに電話をした後に、金融庁に相談している。

特定支店Cの事を平成25年12月10日私が相談して、概ね「次男の口座は解約が確定していると言われた。次男の行った特定地名の支店は全情報を10年で削除している。特定支店Aは平成4年からデータがあると言っているのに、次男の行った特定地名の支店は10年しか検索できないと言っている。次男の行った特定地名の支店はどんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かる」という相談が、特定会社A 本店に伝達されている。

伝達に対応して平成25年12月19日の特定個人Aの留守電があった。「先日調査を依頼された件で、銀行本部のほうで調査できることがあるかもしれないので、窓口で提出した私と長男の書類を、渡した封筒に入れて特定支店Aに送って欲しい。」

平成25年12月10日の相談の伝達はすでにされている。伝達内容は重複していない。

平成26年3月13日、次男の指定した伝達に対して、特定会社Aから、貸金庫の検索をしたと嘘の返答がきた。特定支店A特定個人Aは、口座の検索ができなければ貸金庫の検索はできないと言った。特定支店A窓口で貸金庫の検索はしていない。金融庁は、銀行の違法行為を隠蔽するため、過去に遡り記録の改竄を繰り返している。

私と次男(〇〇〇〇(氏名の漢字))は金融サービス利用者相談室で、貸金庫の解約日を依頼していない。特定会社Aの立入検査実施中の平成26年1月9日には、私の相談している銀行は、旧特定会社A(合併前)特定支店Aから、合併前の別の銀行である旧特定会社B特定支店Aに改竄されていた。事績管理簿には合併前の別の銀行である「旧特定会社B特定支店A」になっている記録がない。

平成25年12月9日、平成25年12月10日の特定支店Cの出来事が、平成25年12月10日の金融サービス利用者相談室の相談で伝達された。

特定支店A特定個人Aは伝達のあったときしか電話を掛けてこない。

平成25年12月2日の金融サービス利用者相談室の相談の伝達に対して、平成25年12月3日に特定支店A特定個人Aは別の行員として電話を掛けてきた。

平成25年12月10日の相談の伝達に対して、特定支店A特定個人Aは、平成25年12月17日から用件を入れられない電話を数十回掛けてきた。相談から約2週間まで対応があった。平成25年12月25日に封筒を送ってきた。

平成26年1月9日の金融サービス利用者相談室の相談の伝達に対して、特定個人Aの依頼の件で封筒を送った。と留守電を入れた。相談から約2週間の平成26年2月22日まで電話をしてきた。

金融庁は、平成25年12月2日、平成25年12月10日、平成26年1月9日の相談を、特定会社Aに対して3回伝達をしている。

相談が、銀行に伝達された日付は3日(3回)あった。

訂正権は、改竄や捏造を訂正するものではない。

金融庁は、過去に遡って繰り返し改竄しているが違法である。記録の改竄は犯罪である。

開示請求に対して、通話の録音の保有が確認できないと開示をしなかった。不開示決定を出さずに、情報を開示できなくしていた。

金融庁に実際に相談した内容と、実際に銀行に伝達した内容を、再現する必

要が生じている。

事績管理簿の基になる、通話の開示をしなかった。

(中略)

平成26年1月9日の伝達は、改竄のために伝達であり、実際に銀行に伝達した内容は、私の相談内容と異なるが訂正は、どうするのか？

実際には伝達したのに、実は伝達していませんでしたと改竄しているが違法である。

そもそも公益通報を受付せずに、伝達と称して記録の改竄も兼ねて秘密漏洩しているが違法である。

(平成28年10月14日付 保有個人情報訂正請求書の記載内容)

『平成26年4月3日，平成26年5月9日すべての相談日に共通する訂正。性別 女。』

(中略)

私の性別は女である。性別がその都度違う人間はいない。個人情報は同一である。過去に遡り個人情報が一致しないように改竄をした事績管理簿を開示しているが違法である。

応接録を作成した特定相談員Aの作成した次男(〇〇〇〇(氏名の漢字))の事績管理簿(金総第2767号 平成28年4月22日付)では私は母，母親であり，性別は女であることは明白である。

特定相談員Aは平成26年3月13日大臣目安箱に電話した次男に，お母様(私)が何度も相談しているので提言は出来ないと騙した。最初から私の性別を女であることを知っていた。

同じ特定相談員Aが作成した平成26年4月3日，平成26年5月9日の応接録(事績管理簿)の性別が違う。平成26年4月3日，平成26年5月9日の性別は，男になっていた。

その都度個人情報が違う事績管理簿が存在していることは違法である。

(中略)

性別や氏名のフリガナ等の個人情報がその都度違う事績管理簿が存在していること自体が違法である。

個人情報は同一であり，性別を男から女に修正した時点で，すべての性別を修正する必要がある。

氏名のフリガナも同様である。

(中略)

2014年1月9日の相談日だけ，性別は女だったが特定相談員Aが作成した私の平成26年4月3日と平成26年5月9日の事績管理簿(金総第4903号 平成28年6月27日付)では，私の性別は，また男になっている。個人情報が変わるような出来事は何も無かった。〇〇〇〇〇 〇〇〇(氏名のカナ)で繰り返し本人確認を行っている。

性別、氏名のフリガナ・漢字等の個人情報が変われば別人である。金融庁は別人として検査をしたことにするために、「同一である個人情報」を過去に遡って繰り返し改竄した。信義誠実の原則・禁反言の原則に違反している。

(中略)

氏名のフリガナ、性別がその都度違う事績管理簿が存在している時点で違法である。「個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない」

事績管理簿は個人情報である。事績管理簿に記載している内容は、すべて訂正できる。

そもそも行政機関は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないと定められている。

氏名のフリガナ、性別がその都度違う。氏名のフリガナ、性別の訂正をしていない。嘘の漢字の名前を訂正しなかった。氏名のフリガナ、性別、漢字の名前が必要なければ、保有してはいけない。

(中略)

開示請求に対して一部の応接録しか開示しないようにするために、事績管理簿の年月日を改竄している。

事績管理簿を、開示請求に対して捏造して開示している。

特定できない事績管理簿を作成している時点で違法である。送った情報と事績管理簿の日付が違う。開示請求に対して保有が確認できないと嘘をついている。

特定相談員Aの返答（平成26年4月3日付と平成26年5月9日付）に対応した事績管理簿だけが保有が確認できたことにしている。

「相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管する」とある。情報を送った日付で事績管理簿を作成している。

特定相談員Aは、事績管理簿は、月別になっていてすべての事績管理簿が確認できるといっている。そもそも特定相談員Aは、嘘の情報であるが私の相談回数は6回あります。伝達回数は3回ありますと次男に教えてきており、相談回数と伝達回数が何回あるのか把握できるようになっている。

事績管理簿は体系的に記録・保管している。保有が特定できない事績管理簿が存在していることは違法である。

大臣目安箱に送った情報のうち事績管理簿の開示した内容から「2014年4月3日付、5月9日付で金融サービス利用者相談室から郵送された文書に対応する金融サービス利用者相談室の応接録」（金総第4903号 日付：平成28年6月27日）は

(2) 大臣目安箱に金融庁のウェブサイトを経由して送信された文書

2014年3月27日付《140403-15》

2014年3月31日付《140403-17》

2014年4月23日付《140509-13》

(3) 大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年3月31日付《140403-16》

2014年4月23日付《140509-12》

の事績管理簿である。

『2014年4月3日と2014年5月9日の事績管理簿の年月日を、送った日付に訂正。

《140403-15》 140327

《140403-16》 140331

《140403-17》 140331

《140509-12》 140423

《140509-13》 140423』

【関連事績】に記載されている《140324-11》《140324-10》《140320-11》《140320-10》とある応接録（事績管理簿）は日付からすると

(1) 大臣目安箱に郵送された文書

2014年3月17日付

2014年3月18日付

(3) 大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年3月17日付

2014年3月18日付

に対応している。

(1) 大臣目安箱に郵送された文書

2014年3月17日付

(3) 大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年3月17日付

《140320-11》《140320-10》2014年3月20日の事績管理簿として存在している。

(1) 大臣目安箱に郵送された文書

2014年3月18日付

(3) 大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年3月18日付

《140324-11》《140324-10》2014年3月24日の事績管理簿として存在している。

『2014年4月3日と2014年5月9日の

【関連事績】に記載されている事績管理簿の年月日を送った日付に訂正。

《140320-10》 140317

《140320-11》 140317

《140324-10》 140318

《140324-11》 140318』

開示請求に対して事績管理簿《140320-10》《140320-11》《140324-10》《140324-11》の保有が確認できないと嘘をついているが違法である。相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとある。

2014年5月9日付で金融サービス利用者相談室から郵送された文書に対して、2014年5月22日付で情報を送っている。

相談内容は、相談員と上司が嘘をついて騙した。嘘をついて騙して代理人に仕立て上げた。

伝達回数が3回から1回になっている。

「金融庁の文書管理等のあり方に関する情報」と法令等遵守の疑義に関する情報である。

特定会社Aの法令等遵守と顧客対応に関する情報である。

金融庁に対して繰り返し事実確認を求めている。代理人は無効である。記録の改竄は無効であると申し立てている。

当事者である特定相談員Aが対応を続けてくることに対して、繰り返し事実確認を求めている。代理人は無効である。記録の改竄は無効であると申し立てている。

情報が無いことは証拠隠滅である。

(中略)

当日、応答録を作成していると言っている。

2014年5月9日付で特定相談員Aの送ってきた文書の他に全国銀行協会のホームページを印刷した資料が同封されていた。

全国銀行協会のホームページを印刷した資料の印刷日が、2014年4月24日であることから、受付は情報を送った日付でしている。

(中略)

特定相談員Aの返答(平成26年4月3日付と平成26年5月9日付)に対応した事績管理簿だけが保有が確認できたことにしている。開示請求に対して一部の応接録しか開示しないようにするために、事績管理簿の年月日を改竄している。

事績管理簿を、開示請求に対して捏造して開示しているが訂正するように申し立てる。

2014年5月22日付で送った情報の、事績管理簿の日付が2014年5月22日でなければ、国民に日付がわかるわけが無い。作成した金融庁に保有が確認できないわけがない。

(中略)

平成26年3月13日、金融庁のシステムに〇〇〇〇〇 〇〇〇(氏名のカ

ナ)と入力すると、前回事績管理簿の情報が確認できるといっている。前回の個人情報と一致したと本人確認を行った。

月別になっているので、前回とは、最後の相談日ではない。金融庁のシステムはそこまで高度ではない。

月別になっている事績管理簿の情報は全て確認できると言った。

前回とは、平成26年1月9日の相談日ではなく、平成25年12月分の相談(事績管理簿)で個人情報が一致したと言った。

私の事績管理簿(金総第2766号 平成28年4月22日付)の平成25年12月分は、氏名のフリガナは、○○○△○ ○○○(氏名のカナ)である。性別は男になっている。

前回の個人情報と一致していない。

そもそもシステムに○○○○○ ○○○(氏名のカナ)と入力して、事績管理簿の○○○△○ ○○○(氏名のカナ)の情報は検索できない。個人情報は一致しない。

次男の事績管理簿(金総第2767号 平成28年4月22日付)の次男の氏名のフリガナは○○○○○ ○○○(氏名のカナ)であり、特定相談員Aが○○○○○ ○○○(氏名のカナ)と入力したことは明白である。

もともと私の事績管理簿(金総第2766号 平成28年4月22日付)の氏名のフリガナは○○○○○ ○○○(氏名のカナ)。性別が女であったのを過去に遡って、改竄・捏造して開示した。

相談者(国民)に、開示請求できない事績管理簿を作成することは違法である。

開示請求に対して、特定できない事績管理簿を作成することは違法である。

2014年1月9日の事績管理簿《140109-10》の性別だけ、女になっていた。

事績管理簿の性別を男にして開示するために、2014年1月9日の事績管理簿《140109-10》を【関連事績】に載せていない。【関連事績】に追加するように申し立てます。

2013年12月2日の相談回数を2回と嘘をついた。相談回数が増減している。2013年12月2日の相談回数が2回から3回になったと送った情報に対して2013年12月2日の3回目の相談《131202-13》を【関連事績】に載せていない。【関連事績】に追加するように申し立てます。

《140314-13》(2014年3月14日の特定相談員Dの応接録)と《140317-8》(2014年3月17日の特定相談員Eの応接録)は事績管理簿が存在しているのに、【関連事績】に載せていない。【関連事績】に追加するように申し立てます。

『2014年4月3日と2014年5月9日の

【関連事績】すべての訂正

《131202-13》《140109-10》《140314-13》と《140317-8》（2014年3月17日の特定相談員Eの応接録）を追加。』

特定相談員Aに対する苦情を、当事者である特定相談員Aが担当している。繰り返し事実確認を求めているのに、当事者である相談員が対応を続けているが違法である。

類型は金融庁に対する、情報提供または、相談・質問である。

法令等遵守と文書管理に対する苦情である。

2014年4月3日と2014年5月9日の『類型の訂正 情報提供または、相談・質問』

2014年4月3日と2014年5月9日のすべての対応内容の訂正

『事実として、日付により相談回数と伝達回数が増減している。

特定相談員Aと上司の非違行為を法令等遵守調査室に回付しなかった。

文書管理等のあり方に関する苦情を、法令等遵守調査室に回付しなかった。

事実確認に応じなかったが違法である。

金融庁は、検査局総務課検査情報受付窓口に送る以前から隠蔽工作を繰り返していたが、文書を送った時点では、私と次男は「相談員が嘘をつくことで記録の改竄を行う」「特定会社Aと通謀することを伝達と称している」「監督庁の立場を利用して、関係機関に隠蔽工作を指示している。」「利害関係者と通謀している。庁内の記録を改竄して、立入検査を実施する。」

過去に遡り記録の改竄を行う、金融庁の犯罪の手口がわからなかった。

犯罪の手口を想定できなかった。

平成26年3月13日大臣目安箱において、特定相談員Aの方から、次男に特定会社Aの対応を確認するように言ってきた。

特定相談員Aと上司は、本人（私）にしか個人情報には教えられない。私の代理人になれば個人情報を教えると騙した。

私の相談内容と伝達内容を教えると騙して、次男を私の代理人に仕立て上げた後、個人情報であることを理由に、事績管理簿に記載した相談内容と、伝達内容を教えられないと言い、相談内容を教えなかった。

相談内容と伝達内容を教えると騙して、代理人に仕立て上げた後、相談内容と伝達内容を教えないために上司に確認する過程を入れている。

嘘の伝達内容と、嘘の伝達日を一部だけ教えてきた。

一部だけ教えるために、監督局に確認する過程を入れている。

組織的に、改竄のための手順を計画して、「台本」「想定問答」を作成している。

個人情報であることを理由に、事績管理簿に記載した相談内容と、伝達内容を教えられない。

開示した事績管理簿の相談内容、伝達内容は、個人情報ではないので訂正で

きない。

事績管理簿に記載した相談内容と、伝達内容を教えないことで、訂正ができないようにしている。

更に、過去に遡り繰り返し改竄ができるようにしている。

文書を送った時点では、私と次男は「金融サービス相談員が、国民に対して嘘をつくことで記録の改竄を実行している。」犯罪の手口が、明確にはわからなかった。

「秘密漏洩をしているだけでなく、記録の改竄を兼ねた犯罪行為を、伝達と称している。」犯罪の手口が、明確にはわからなかった。

公益通報は、通報に対して通報を受理して調査をするか、調査をしないのか返答がある。通報者と通報内容は保護される。調査結果の返答がある。

伝達は、通報者と通報内容は保護されない。検査するか、検査をしないのか返答が無い。検査結果が通知されない。伝達への返答はすべて不開示になっている。

秘密漏洩をしているだけでなく、記録の改竄を兼ねた犯罪行為を、伝達と称している。

伝達への返答はすべて不開示にすることで記録の改竄を繰り返している。

金融サービス相談員を通して嘘をつく。嘘をついたことを根拠に、記録の改竄を行う。

金融庁が記録したいことを、金融サービス相談員が発言する（嘘をつく）。相談員の発言が、相談者（国民）の発言として記録されている。電話で対応した記録の訂正は、できないように、法が制定されている。実際は国民に訂正権が無い。

金融サービス利用者相談室は、電話での返答しかしない。電話での返答しかしないことで、電話での相談しかできないようにしている。

金融サービス相談員が、過去の記録を確認して、嘘をつく。

金融庁長官の決定に対して、行政不服審査法に基づく審査請求（当時は異議申立て）ができる。

金融庁長官の決定を出さずに、相談員が嘘をつく、嘘の情報開示をすることで、行政不服審査法に基づく審査請求（当時は異議申立て）ができないようにしている。

「嘘をつく」国民が想定していない犯罪の手口には、明確な理由がある。

金融サービス相談員だけを国民に対応させることで、改竄の責任を相談員に負わせている。

聞こえないことを確認した上で、嘘をつく。通話を録音していると騙してから「嘘をつく」

録音した通話を開示しない。

最初から、録音した通話を開示しないことを前提として組織的で計画的な不

正を行っている。

「発覚しなければ犯罪ではない。」「国民に立証できなければ犯罪ではない。」

金融庁には、法令等遵守が存在しない。

嘘をついて騙す。過去に遡り、記録の改竄を繰り返すことが、すべての基本となっている。

金融庁の不正は、組織的で計画的なものであり、監督庁（行政庁）に法令等遵守が一切ない。

監督庁と利害関係者が通謀して罪証隠滅を行っている。

文書を送った時点では、犯罪の首謀者が金融庁であることが、わからなかった。

金融庁は、記録の改竄を理解したうえで、組織的に隠蔽した。

通報を当事者である特定相談員Aが対応したように、改竄している。

相談員の送った文書内容の全文が事績管理簿に記載されていない。

（金総第6406号 平成28年8月12日付）金融サービス利用者相談室
特定相談員Aからきた返答

（文書日付は以下のとおり）

2014年4月3日

2014年5月9日

送ってきた文書の全文が載っていないければ、どんな対応をしたのか分からない。証拠隠滅であり違法である。

対応内容に返答の全文を乗せるように訂正

（金総第6406号 平成28年8月12日付）金融サービス利用者相談室
特定相談員Aからきた返答

（文書日付は以下のとおり）

2014年4月3日

2014年5月9日

2014年4月3日の返答は、「代理人〇〇〇〇（氏名の漢字）」宛に送っていることを記載していない。

2014年3月31日付の、代理人は無効であるとの申立てを無視した。金融サービス利用者相談室長は事実確認に応じなかった。当事者である特定相談員Aが対応を続けた。

代理人は無効であるとの申立てに対して、当事者である相談員が取り消すと返答してきた。

全国銀行協会のホームページの金融ADR等を印刷した資料の送付をしてきた。

資料を送ったと記載していないことは違法である。

代理人は無効であるとの申立てに対して返答していない。

2014年3月13日の相談時、金融ADRを教えなかった。

2013年12月2日に金融庁に相談してから、2014年3月13日に相談した時点で解決していないことを知りながら金融ADRを教えなかった。

対応内容が嘘である。ご相談の件については対応内容が分からない。』

送った情報の日付と違う事績管理簿を作成している。

個人情報とその都度違う事績管理簿が存在していること自体違法である。

『(3)大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年3月31日付《140403-16》

上から4行目(空白は含めない)

訂正

金融行政一般に関するご提言 金融庁の対応について異議申し立てをします
異議が意義になっている。』

『(3)大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年4月23日付《140509-12》

上から30行目

私の相談日は「2013年12月2日」が抜けているので追加。』

FAXで送った文書に誤字、文書の抜けがあるが、FAXとウェブ上から送った文書の内容は、文字制限の都合で内容が一部違う箇所があるが、ほぼ同じである。

ウェブ上から送った文書は送った情報(データ)を、そのままコピーして記載している。

当然、FAXで送った文書も、送った情報(データ)を、そのままコピーして記載している。

ウェブ上から送った文書とFAXで送った文書は、ほぼ内容は同じであり、FAXで送った文書を一から入力する必要も必然性もない。

FAXで送った文書に誤字、文書の抜けがあるのは、きわめて不自然である。

開示請求に対して、捏造・改竄した情報を開示したことを認めた上で、訂正するように申し立てます。

次男(〇〇〇〇(氏名の漢字))の事績管理簿(平成28年4月22日付金総第2767号)と伝達(平成28年4月25日付金監第1093号)において私の申出が捏造されている。平成26年3月13日、特定相談員Aは、私に伝達の説明をしていない。私は伝達の説明を聞いていない。伝達を依頼していない。

「平成28年4月22日付 金総第2767号 行政文書名 開示請求者からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿(平成26年3月13日、平成26年3月14日、平成26年3月17日、平成26年3月18日)

平成28年4月25日付 金監第1093号 行政文書名 開示請求者から

の申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社Aに回付した書面（平成26年3月13日）」

申出の捏造を一部抜粋するが【当方は、特定会社A特定支店Aにある亡夫の貸金庫や預金取引の現存照会を行ったが、銀行は亡父の氏名を聞いただけで、「現在取引がない」との回答をするだけであり、適切な対応を行わない】

原文ママでは、当方が私（○○○ ○○（氏名の漢字））の場合に、主人（亡夫）ではなく、私の父親（亡父）の名前を銀行が聞いてきたようになるように考案された文章が後付で捏造されている。

「亡夫」と「亡父」、「ぼうふ」と読みが同じで、意味が異なる漢字を、「故意」に使用している。

【】内の改竄に合わせて、私の申出を捏造して伝達をしたことに改竄している。原文ママでは当方は誰なのか分からない。

当方が私でも次男（○○○○（氏名の漢字））でも該当するように申出が捏造されている。次男は、特定支店Cで主人の口座と貸金庫の検索はしていない。次男の口座しか検索していないが、貸金庫の検索をしたと改竄されている。

私の申出に、「父の代から」とあるが、私（○○○ ○○（氏名の漢字））にとっては、主人の父親であり、義理の父である。亡父（ぼうふ）にならない。

次男が、「母にとっては義父（ぎふ）になる」と審査請求書に記載していたら、情報公開・個人情報保護審査会に「養父（ようふ）」と答申書で改竄されたので、主人の父親、義理の父と明記している。

「義父（ぎふ）」と、「養父（ようふ）」では、意味がまったく異なっている。

亡父（ぼうふ）にならない理由を改竄している。

当方が次男の場合、「父」が「亡夫」になることはありえない。

「亡夫」と「亡父」、「ぼうふ」と読みが同じで、意味が異なる漢字を使用していると、誰が聞いても、おかしい改竄をしている。

私（○○○ ○○（氏名の漢字））の申出が伝達されているが、私は伝達を依頼していない。そもそも伝達の説明を受けていない。

FAXで送った文書に誤字、文書の抜けをある事績管理簿を作成することで、事績管理簿と伝達に情報の改竄のために誤字がある不正に対する隠蔽工作を行っている。

しかし余計に不自然な改竄が露呈している。普通考えて、送った情報（データ）を、そのままコピーして記載している文書に誤字と脱字は発生しない。

開示請求に対して、開示する情報を捏造・改竄をしていることは明白である。その都度その都度嘘をついては、文書の偽造・捏造を繰り返しているが犯罪である。

（中略）

私と次男の事績管理簿と伝達の改竄は連動している。事績管理簿と伝達を過

去に遡り捏造・改竄していることは明白である。

基になる通話内容を開示せずに、無茶苦茶な改竄と捏造をしている。

大臣目安箱に送った「文書」を破棄している。違法である。

保有している事績管理簿の情報を開示しなかったが違法である。

大臣目安箱に送った「文書」を破棄したと嘘をつき、事績管理簿は特定できないと嘘をついて、情報を開示できなくしていた。

(2) 大臣目安箱に金融庁のウェブサイトを経由して送信された文書

2014年3月27日付《140403-15》

2014年3月31日付《140403-17》

2014年4月23日付《140509-13》

(3) 大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年3月31日付《140403-16》

2014年4月23日付《140509-12》

の事績管理簿だけを開示しているが恣意的な開示を行うことは違法である。

(後略)

別紙 2

1 先例答申 1（平成 30 年度（行個）答申第 165 号）

(1) 支店等の名称欄について

ア 審査請求人は、開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため、本件事績管理簿の一部について、支店等の名称欄の記載内容を「本店」との記載に訂正することを求める旨主張する。

イ 支店等の名称欄の記載の仕方について、諮問庁は次のとおり説明する。
支店等の名称欄は、基本的には、相談室の担当者が当該相談内容に関連する支店名等を記載するものであり、情報提供先（伝達を受ける金融機関の窓口）を記載するものではない。

ウ そこで、当審査会において、本件事績管理簿を確認したところ、支店等の名称欄は、全て「特定支店 A」と記載されていることが認められる。また、当審査会において、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書を確認したところ、全ての相談内容に「特定支店 A」の記載が含まれていることが認められる。

エ そうすると、上記イの諮問庁の説明は首肯でき、ねつ造・改ざんがあったことや事実でない記載がされていることは認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(2) 相談内容の概要欄及び対応内容欄について

ア 諮問庁は、本件事績管理簿が、最終的には金融機関の検査・監督等を行う上での参考とすることなどを目的とする書類であることに鑑みると、相談内容や対応内容等に関する記載については、審査請求人の申出をそのまま記載することまで求められているものではなく、申出内容や対応内容等を概括的に把握できるものであれば足りるのであって、処分庁において申出内容や対応内容等を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されている旨説明する。

イ 金融庁は、金融庁設置法 4 条に基づき金融機関の監督等を行うこととされている。そして、監督の在り方等について定めた「総合的な監督指針」においては、金融監督に対する基本的な考え方として、「金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。」と定め、監督に係る事務処理上の留意点として「相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が銀行側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該銀行への情報提供を行うこととする。」と定められている（II-2-2）。

このような制度の下で、金融庁は相談・苦情等で得た情報を金融機関に情報提供し、それに対する金融機関からの回答を得るなどして、金融

庁設置法に基づく監督を行っているものである。そして、このような監督の在り方を前提とする限り、金融機関に対する情報提供は、相談者の相談内容を概括的に把握できる内容を記載して行えば足りるのであって、担当職員において当該相談内容を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されているものと考えられる。

ウ 審査請求人は、開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため訂正を請求すると主張する。

そこで、当審査会において、本件事績管理簿と審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書を対比して確認したところ、本件事績管理簿の相談内容の概要欄及び対応内容欄には、おおむね審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書に記載された内容が、監督指針の趣旨に反しない範囲で要約されて記載されていることが認められ、記載内容の一部については、必ずしも正確とはいえない記載も認められるものの、相談内容の概要欄及び対応内容欄の文章全体としては、訂正する必要は認められない。

エ したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(3) 意思承諾欄について

ア 意思承諾欄の記載内容について、諮問庁は、意思承諾欄の記載内容は審査請求人の相談内容に基づいて記載したものであり、誤りはなく、事実ではないとは認められないことから、訂正の必要があるとは認められない旨説明する。

イ 審査請求人は、意思承諾欄の記載内容について、金融庁から「実際には銀行に伝達がされている」と理解したことに基づき、意思承諾欄の記載を訂正すべきである旨主張するが、審査請求人において、当該部分に記載された内容が、審査請求人からの相談に対して金融庁が実際に行った対応等と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

ウ したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

2 先例答申 2（平成 30 年度（行個）答申第 167 号）

(1) 年月日欄について

ア 審査請求人は、年月日欄の記載内容について、審査請求人が情報を送った日付に訂正すべきである旨主張する。

イ 年月日欄の記載内容について、諮問庁は、次のとおり説明する。

年月日欄は、担当相談員が処理した日付を記載するものであり、具体的には、電話対応を行ったものについてはその対応を行った日付を記載し、文書（ウェブサイト、FAX及び郵送）による相談等については、事績管理簿を作成した日付を記載する運用としている。

ウ 上記イで諮問庁が説明する当該欄の記載の仕方を前提とすれば、本件事績管理簿の年月日欄は、事績管理簿を作成した日付を記載するものであって、相談者が情報を送った日付を記載するものではなく、審査請求人の上記アの主張は、事実と反する情報の訂正を求めるものではないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するという事はできない。

(2) 相談内容の概要欄及び対応内容欄について

ア 諮問庁は、本件事績管理簿が、最終的には金融機関の検査・監督等を行う上での参考とすることなどを目的とする書類であることに鑑みると、相談内容や対応内容等に関する記載については、審査請求人の申出をそのまま記載することまで求められているものではなく、申出内容や対応内容等を概括的に把握できるものであれば足りるのであって、処分庁において申出内容や対応内容等を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されている旨説明する。

イ 金融庁は、金融庁設置法4条に基づき金融機関の監督等を行うこととされている。そして、監督の在り方等について定めた「総合的な監督指針」においては、金融監督に対する基本的な考え方として、「金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。」と定め、監督に係る事務処理上の留意点として「相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が銀行側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該銀行への情報提供を行うこととする。」と定めている（11-2-2）。

このような制度の下で、金融庁は相談・苦情等で得た情報を金融機関に情報提供し、それに対する金融機関からの回答を得るなどして、金融庁設置法に基づく監督を行っているものである。そして、このような監督の在り方を前提とする限り、金融機関に対する情報提供は、相談者の相談内容を概括的に把握できる内容を記載して行えば足りるのであって、担当職員において当該相談内容を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されているものと考えられる。

ウ 審査請求人は、開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため別紙のとおり訂正を請求すると主張する。

そこで、当審査会において、本件事績管理簿と審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書を対比して確認したところ、本件事績管理簿の

相談内容の概要欄及び対応内容欄には，おおむね審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書に記載された内容が，監督指針の趣旨に反しない範囲で要約されて記載されていることが認められ，記載内容の一部については，必ずしも正確とはいえない記載も認められるものの，相談内容の概要欄及び対応内容欄の文章全体としては，訂正する必要は認められない。

したがって，当該部分について，法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。